

青山学院大学 教員研究費支出取扱いハンドブック

2026年6月1日更新

庶務部経理課（研究・教育担当）

相模原事務部経理課

青山学院スクール・モットー

「地の塩、世の光」

The Salt of the Earth, The Light of the World

マタイによる福音書 第5章13節～16節

青山学院教育方針

青山学院の教育は
キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、
神の前に真実に生き
真理を謙虚に追求し
愛と奉仕の精神をもって
すべての人と社会とに対する責任を
進んで果たす人間の形成を目的とする。

The Educational Policy of Aoyama Gakuin
Aoyama Gakuin has as its aim
education based upon the Christian faith
and as its purpose the building up of persons
who live in sincerity before God,
who seek for truth with humility,
and who actively take responsibility for all people
and for society in a spirit of love and service.

青山学院大学の理念

青山学院大学は、「青山学院教育方針」に立脚した、神と人ともに仕え社会に貢献する「地の塩、世の光」としての教育研究共同体である。本学は、地球規模の視野にもとづく正しい認識をもって自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する。それは、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を通してなされる。本学のすべての教員、職員、学生は、相互の人格を尊重し、建学以来の伝統を重んじつつ、おのおのの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努める。

The Mission of Aoyama Gakuin University
Aoyama Gakuin University is an educational and research institution based on the Educational Policy of Aoyama Gakuin, which is to serve God and persons, contributing to society as the Salt of the Earth and Light of the World.
Our institution nurtures persons who, with a sound understanding based on global perspectives, possess the wisdom and strength with which to discover and solve issues personally. This is achieved through a wide range of barrier free academic research that pursues service and commitment to humanity.
With respect for one another and the traditions of our institution, all faculty members, personnel and students are making an effort towards the creation of a university that is able to respond to the needs of its era.

はじめに

本ハンドブックは、教員研究費の使用に際し、本学の予算執行の流れやルールをわかりやすく整理し、関係する教職員の理解向上を目的に作成しています。

科学研究費については、別途開催いたします「科学研究費助成事業及び科学研究費使用に関する説明会」で配付される「青山学院大学科学研究費支出取扱い等ハンドブック」を併せてご参照ください。

また、学部等附置研究所予算や総合研究所・総合プロジェクト研究所等の予算、共通研究経費、財団助成金、受託・共同研究費、指定寄付及び科学研究費以外の公的資金に係る執行については、基本的には本ハンドブックに準じて運用されておりますが、それぞれ固有の制度や留意点があり得ますので、それぞれの予算の担当者（P.103～参照）にご相談ください。

本ハンドブックを活用することで、執行基準や規則、関係法令、手続きを正しく理解し、教員研究費の適正な執行にご協力くださいますようお願いいたします。

本ハンドブックに教員研究費のすべての事例や規則の解釈・説明等を記載することは困難なため、教員研究費の使用にあたって、ご不明な点や判断に迷うことがありましたら、青山キャンパス所属教員は庶務部経理課（研究・教育担当）へ、相模原キャンパス所属教員は相模原事務部経理課までお問い合わせください。

教員研究費取扱いハンドブック掲載場所

本ハンドブックは、研究者向け情報 Web・教職員ポータルサイト（以下 教職員ポータル）に掲載しております。

【研究者向け情報 Web】

URL : <http://rs.aoyama.ac.jp/gakunai/index.html>

掲載場所： 学内研究制度・学内研究費＞教員研究費・教育活動費＞教員研究費使用ガイドラインについて＞教員研究費支出取扱いハンドブック

【教職員ポータルサイト】

掲載場所： 教職員ポータル＞ファイル管理＞大学＞庶務部＞経理課＞教員研究費ハンドブック（研究・教育担当）＞青山学院大学教員研究費支出取扱いハンドブック

青山キャンパスの教員研究費各担当

※メールにはご所属・氏名を明記のうえ、お問合せください。

内容	担当部署・場所	電話番号・メール
教員研究費	庶務部経理課 (研究・教育担当)	外線：03-3409-6206 内線：12987、12275、12119
	8号館1階	agu-ksk@aoyamagakuin.jp
執行依頼書(代理入力) 証憑書類提出窓口 ※教学系予算全て	庶務部経理課 (研究・教育担当)	外線：03-3409-6206 内線：12343、12427
	8号館1階	agu-ksk@aoyamagakuin.jp
出張申請・報告 BTOL	庶務部経理課 (研究・教育担当)	外線：03-3409-6206 内線：12275、12119
	8号館1階	agu-ksk@aoyamagakuin.jp
パートタイム職員 雇用手続き	庶務部経理課 (研究・教育担当)	外線：03-3409-6206 内線：12275、12119
	8号館1階	agu-ksk@aoyamagakuin.jp
調達手続き 物品調達Webシステム	庶務部施設課(用度担当)	外線：03-3409-7803 内線：12125
	8号館1階	agu_aoc_shisetsu@aoyamagakuin.jp
物品の備品登録 返還、処分	庶務部施設課(用度担当)	外線：03-3409-7803 内線：12126・12424・12070
	8号館1階	agu_aoc_shisetsu@aoyamagakuin.jp

相模原キャンパスの教員研究費各担当部署

※メールにはご所属・氏名・使用予定の予算を明記のうえ、お問合せください。

内容	担当部署・場所	電話番号・メール
教員研究費	相模原事務部経理課	外線：042-759-6059 内線：46059
	B棟2階	sagami-keiri@aoyamagakuin.jp
執行依頼書(記入用) 証憑書類の提出	理工学部各学科受付 ※理工共通は経理課	
	社会情報学部合同研究室	
	地球社会共生学部合同研究室	
	コミュニティ人間科学部合同研究室	
出張申請・報告 BTOL	相模原事務部庶務課	外線：042-759-6001 内線：42103・42106
	B棟2階	agks@aoyamagakuin.jp
パートタイム職員 雇用手続き	相模原事務部庶務課	外線：042-759-6001 内線：42103・42106
	B棟2階	agus-shomu@aoyamagakuin.jp
調達手続き 物品調達 Web システム	相模原事務部施設課	外線：042-759-6060 内線：42131～42134
	B棟2階	sagami-shisetsu@aoyamagakuin.jp
物品の備品登録 返還、処分	相模原事務部施設課	外線：042-759-6060 内線：42131～42134
	B棟2階	sagami-shisetsu@aoyamagakuin.jp

昨年度からの主な変更点

相模原事務部庶務課の組織変更に伴い、名称が更新されています。

- ① p.16 [3] 教員研究費に係る執行について 変更
「1.教員研究費予算執行の流れについて」の「②調達（20万円以上の物品購入等）の流れ」で青山キャンパスの運用に変更があります。
- ② p.36 <各種支払い方法における注意点> 変更
証憑となる書類に変更があります。
 - ①クレジットカード会社発行の利用明細書（確定版）または～
→クレジットカード会社発行の利用明細書または～
 - ②支払内容および金額が確認できる資料（確定版）
1→支払内容および金額が確認できる資料
- ③ p.47 3.教員研究費から支出する物品・経費等について 追加
「教員研究費より支出可能なものと必要書類（一例）」より、海外出張保険料の執行について追加しました。

目 次

青山学院教育方針 青山学院大学の理念

はじめに

教員研究費取扱いハンドブック掲載場所

各キャンパスの窓口

昨年度からの主な変更点

[1] 研究費及び研究活動に係る管理体制について	1
1. 公的研究費の管理・監査体制と不正防止計画の策定	1
2. 研究活動における不正行為の防止と利益相反及び研究教育倫理の実施体制	3
3. 研究費の不正使用の禁止、研究費の使用に関する代表的な禁止事項	5
4. 研究活動に関わる本学の各種ポリシーについて	6
[2] 教員研究費について	7
1. 教員研究費とは	7
2. 教員研究費の年間予算額	7
3. 教員研究費使用にあたって	8
4. 研究・教育活動計画書の提出と研究・教育活動報告について	14
[3] 教員研究費に係る執行について	15
1. 教員研究費予算執行の流れについて	15
2. 教員研究費予算執行時必要書類について	19
3. 教員研究費から支出する物品・経費等について	39
4. 調達手続きについて	48
5. 出張について	52
6. 国内出張について	57
7. 国外出張について	62
8. 学外の研究者や学生に出張依頼をする場合	67
9. 客員教員等の招聘について	71
10. 雇用手続きについて	76
11. 学外者への報酬・料金等の支払について	85
12. 検収について（納品確認）	92
書式について	98
関連規則について	99

科学研究費をお持ちの方へ	100
研究・教育における青山キャンパス各担当部署	103
研究・教育における相模原キャンパス各担当部署	104

[1] 研究費及び研究活動に係る管理体制について

1. 公的研究費の管理・監査体制と不正防止計画の策定

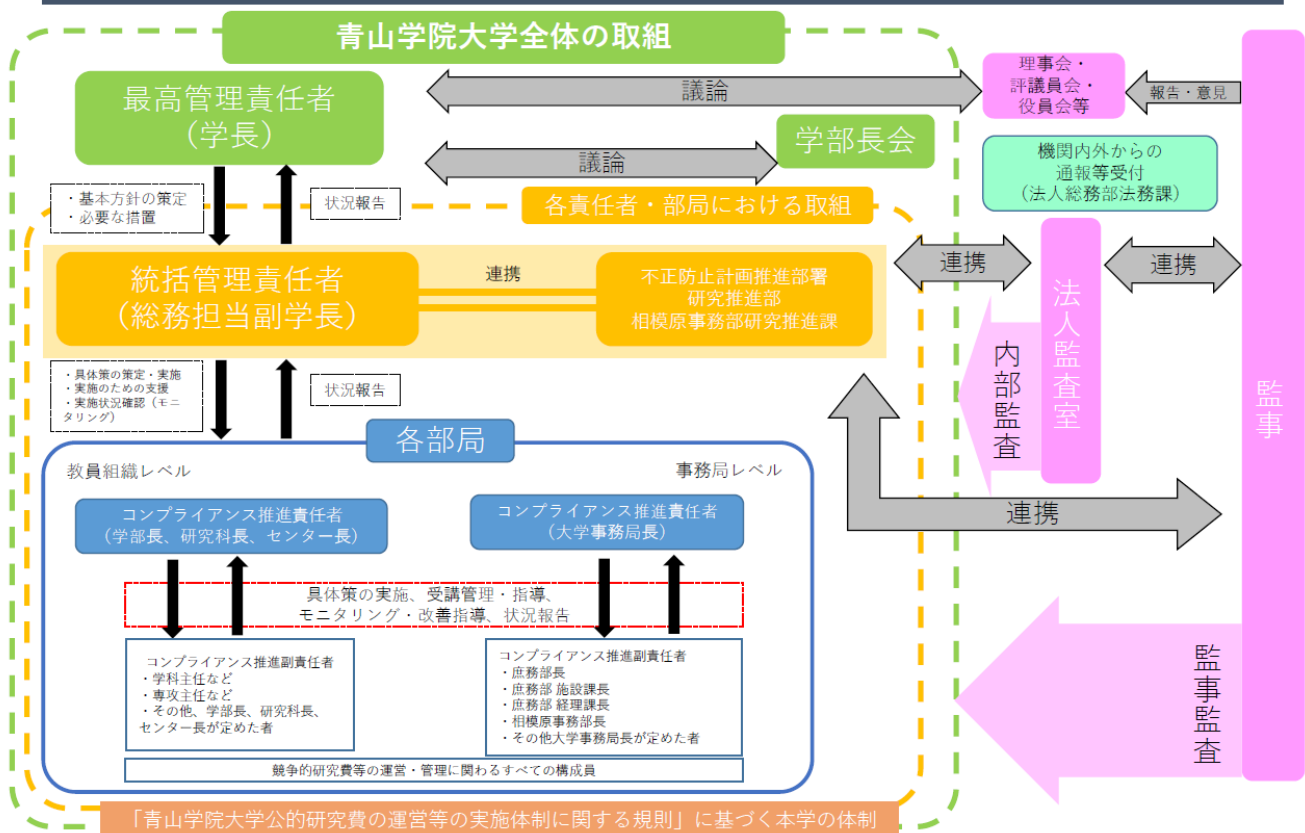
1. 機関内の責任体系の明確化と関連規則の制定

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（2021年2月1日改正）をもとに、公的研究費の適正な運営・管理および責任体制を構築し、責任体系を明確化しております。また、「青山学院大学公的研究費の運営等の実施体制に関する規則」、「青山学院大学公的研究費の使用における不正行為への対応に関する細則」および「青山学院大学公的研究費の使用に関する内規」を定めて、日頃より不正防止に努めています。

【文部科学省『研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）』】

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/08122501.htm

青山学院大学における競争的研究費の管理・監査等責任体系図



責任体系	役割
最高管理責任者	最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費等の運営・管理について最終責任を負う。
統括管理責任者	統括管理責任者は、研究費等の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
コンプライアンス推進責任者	コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下に、統括する学部等、事務局その他の本学の組織における研究費の運営等について実質的な責任と権限を持ち、コンプライアンス推進副責任者を任命し、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するなど、部局単位で責任の範囲を明確にする。
コンプライアンス推進副責任者	コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者の下で、学部等又は事務組織の研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

2. 公的研究費の運営・管理に関する行動規範

キリスト教信仰に基づく教育方針及び大学の理念に沿い、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での研究者等の行動（態度）の基準を行動規範として定めています。規範に沿った行動をお願いいたします。

【青山学院大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範】

https://ac.cdn-aoyamagakuin.com/wp-content/uploads/2018/02/public_research_01.pdf

3. 公的研究費における不正発生要因の把握と不正防止計画の策定

不正防止計画の策定・実施を行い、定期的に点検・評価しています。また、より効果的な不正防止活動の実施に向け、定期的に不正防止計画の見直しを行っております。

4. 関連情報・詳細

詳細については、大学公式 HP に記載があります。ご参照ください。

【青山学院大学公式 HP 公的研究費の管理・監査体制と不正防止計画の策定】

<https://www.aoyama.ac.jp/research/system/ethics/fraud-prevention-plan/>

2. 研究活動における不正行為の防止と利益相反及び研究教育倫理の実施体制

1. 関連規則の制定

文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日制定）の制定に伴い、本学で行われる研究活動における不正行為の防止の実施体制として、「青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則」及び「青山学院大学研究活動における不正行為への対応に関する細則」を定め、日頃より不正防止に努めています。

さらに、本学における、利益相反に係る諸問題、研究倫理及び教育倫理に反する行為等に関する事前予防対策、発生時の調査、事後対応等のためのマネジメント体制を整備することを目的として「青山学院大学利益相反及び研究教育倫理委員会規則」を定め、日頃より取り組んでいます。また、その規則のもと、2018 年 1 月 25 日に「青山学院大学人を対象とする研究に関する倫理規則」、2018 年 5 月 24 日に「青山学院大学安全保障輸出管理規則」、2019 年 2 月 21 日に「青山学院大学利益相反管理規則」を制定いたしました。

【文部科学省『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』】

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

2. 研究倫理研修の実施

本学では、専任教員全員に対し、「研究費使用に係る不正防止」及び「研究活動（捏造・改ざん・盗用等）に係る不正防止」のための研究倫理研修の機会を設けています。2021 年度より、公正研究推進協会(APRIN)が提供する eAPRIN による研修を実施しています。受講に関する詳細につきましては、研修実施の際にご案内いたしますので、定められた期間内に受講いただきますようお願いいたします。

また、公的研究費を受給される研究者におかれましては、文部科学省の指定する研究倫理教材の 1 つである『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）を必ず通読・e-learning を受講いただき、内容を理解していただくようお願いいたします。

3. 研究倫理教材 e-learning 受講について

【公正研究推進課協会 eAPRIN】（本学専任教員はこちらを必ず受講）

<https://www.aprin.or.jp/e-learning/eaprin>

【日本学術振興会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』】

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

◆テキスト版(日本語) : <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>

◆テキスト版(英語) : https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri_e.pdf

◆e-learning 版 : <https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

4. 誓約書について

文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において、『競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるため、コンプライアンス教育（機関の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。（中略）意識の浸透を図るために、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、受講の機会等に誓約書等の提出を求める。』とされております。

本学ではこのガイドラインを遵守すべく、科学研究費をはじめとした公的研究費の運営・管理に関わる全ての教職員（研究者本人・事務職員・パートタイム職員等）に対して、誓約書のご提出をお願いしております。このことについては、「青山学院大学公的研究費の運営等の実施体制に関する規則」でも規定されています。対象となる研究者に対しては、事務担当者より提出依頼をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

5. 関連情報・詳細

詳細については、大学公式 HP に記載があります。ご参照ください。

【青山学院大学公式 HP

研究活動における不正行為の防止と利益相反及び研究教育倫理の実施体制】

<https://www.aoyama.ac.jp/research/system/ethics/implementation-system/>

3. 研究費の不正使用の禁止、研究費の使用に関する代表的な禁止事項

不正な受給や使用、研究遂行上の不正行為は、学術研究全体の信頼を損ねることになりかねません。研究費の適正な使用と管理は社会的な責務であり、一研究者による不正使用が本学全体の教育研究活動の停滞と社会的信頼の失墜となることを常に意識してください。
不正な使用は絶対に行わず、また加担することもあってはなりません。

研究費使用に関する代表的禁止事項・不正使用の事例

[業者との架空取引（預け金）]

- ・ 取引会社に水増し請求させたり、虚偽の書類による架空発注を行ったりして、架空取引により本学から支払われた代金を、取引会社に預け金として管理させ、別の用途に使用した

[架空出張・水増し出張（カラ出張）]

- ・ 実態の伴わない虚偽の出張証拠書類を提出し、不正に旅費を受領した
- ・ 出張を変更または中止したにもかかわらず、届出を行わず、不正に旅費を受領した
- ・ 依頼先から旅費を受領しているにもかかわらず、本学にも同じ出張の旅費を請求し、旅費を二重に受領した

[実態を伴わない謝金の請求（カラ謝金）]

- ・ 実態を伴わない謝金の請求を行い、支出された謝金を研究室等の維持・管理費等の運営経費に充てるためプールしていた
- ・ 実際には勤務していない作業時間を出勤簿等に記載して請求した

[その他の不適切な事例]

- ・ 研究目的として研究費で購入した消耗品、備品等を私的流用した
- ・ 依頼実態がないにもかかわらず、業者に発注をしたように装い、架空の請求書・納品書を作成して研究費の申請を行った
- ・ 同一人物に重複した勤務時間の給与を支払った（給与の二重払い）
- ・ 労働時間が6時間を超えているのに、法定の休憩時間を与えない
- ・ 複数の研究課題に関わる出張にもかかわらず、課題ごとの出張期間区分を行わず、同一研究課題の研究費からまとめて旅費を支出した
- ・ 研究課題Aで使用する物品の費用を、研究課題Bの研究費から支出した
- ・ 親族または親族が経営する企業へ業務を委託し、謝金を支払った

4. 研究活動に関わる本学の各種ポリシーについて

1. 青山学院大学におけるオーサーシップポリシーについて

本学は、研究活動における不正行為の防止の実施体制として、「青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則」及び「青山学院大学研究活動における不正行為への対応に関する細則」を定め、研究活動における不正防止と研究倫理の意識の向上に努めています。

研究者の研究倫理に係る更なる意識の向上を目的として、適切なオーサーシップを学内に喚起するために、以下のとおり全学的に共通するポリシーを示しています。

【青山学院大学公式 HP 青山学院大学におけるオーサーシップポリシー】

https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2023/07/AGU_Authorship-Policy.pdf

2. 青山学院大学における研究データポリシーについて

青山学院大学は「青山学院大学の理念」において、人類への奉仕をめざす自由で幅広い学問研究を行うこと、また、本学のすべての教員、職員、学生は、相互の人格を尊重し、建学の精神に基づき、おのこの立場において、時代の要請に応えうる大学の創出に努めることを定めています。

そこで、研究データの適切な管理、公開等により、その利活用を促進することで、幅広い学問研究の更なる発展に資すること、並びに時代の要請に沿った公正な研究活動を担保することを目的として、本学における研究データの管理並びに公開・利活用の為に、研究データポリシーを定めています。

【青山学院大学公式 HP 青山学院大学 研究データポリシー】

<https://www.aoyama.ac.jp/research/open-science/research-data>

3. 青山学院大学におけるオープンアクセスポリシーについて

青山学院大学は、本学において生産された研究成果を広く学内外に無償で発信・提供することにより、学術研究の発展に資することを目的にオープンアクセスに関する方針を以下のように定めています。

【青山学院大学公式 HP 青山学院大学 オープンアクセスポリシー】

https://www.aoyama.ac.jp/outline/campus/aoyama/library/open_access_policy.html

[2] 教員研究費について

1. 教員研究費とは

- ・ 教員研究費は大学より各教員に配分される個人研究費です。
- ・ 当該年度の研究活動に必要な経費として、各教員の専攻分野の範囲の中で、研究に直接関係のある書籍代・物品費・学会費・アルバイト代・出張旅費等に使用できます。
- ・ 教員研究費は税金を原資とする私立大学等経常費補助金と学生生徒納付金収入を財源として運営されています。国民、学費納付者（学生・学生の保証人）に説明可能な支出かどうかを常に意識し、規則に沿った適正な使用が求められます。

2. 教員研究費の年間予算額

教員研究費の年間予算額は以下のとおりです。在外研究期間中は教員研究費の使用はできません。また、年度途中の就任の場合は月割での配分となります。育児休業・産前産後休業・介護休業の取得中の教員研究費の使用については、各キャンパスの経理担当（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部経理課）へご相談ください。

身分	教授・准教授・専任講師	助教
理工学部 (ただし、欄外※に該当する場合を除く)	86 万円	21 万円
社会情報学部 (ただし、欄外※に該当する場合を除く)	64 万円	21 万円
上記以外	42 万円	21 万円

※ 専ら青山スタンダード科目もしくは外国語科目を担当又はこれに準ずると学長が認定した場合

3. 教員研究費使用にあたって

1. 教員研究費の使用期間および申請について

- ・ 当該年度の4月1日より使用・申請できます。
- ・ 過年度や翌年度の研究活動のための支出は原則的に認められません。
※やむを得ず年度をまたぐ支出が発生する場合は、内容により手続きが異なりますので、ご相談ください。
- ・ 年度末の書類提出期限については、毎年11月頃の教授会でお知らせがありますので、書類の提出期限・注意事項等をご確認のうえ、必ず期限内の手続きをお願いします。
- ・ 年度末の駆け込み執行や20枚以上の証憑書類（領収書等）をまとめて執行依頼することは避け、月毎など、定期的な予算執行手続きをお願いします。

2. 財務会計システムについて

- ・ 本学では、会計処理を行うために「財務会計システム」を導入しています。
- ・ 教員研究費等の残高や執行明細を確認する際は、財務会計システムへアクセスし以下のように操作してください。なお、財務会計システムは学内でのみ利用可能です。
 - ① 財務会計システムへログインし、**MY 予算 TOP**をクリック
 - ② ログインユーザーの執行権限に応じた予算の一覧が表示される
 - ③ 予算毎に「支出予算額」「支出執行額」「支出予算残」が表示される
 - ④ 執行明細を表示させる場合は、**➡CHECK**をクリック

【財務会計システム】

教職員ポータル>システムメニュー>財務会計システム

※推奨ブラウザである Edge (Internet Explorer 閲覧モード)、Safari、FireFox、Google Chrome よりご利用ください。

【教学系予算における財務会計システム「Dr.Budget」使用マニュアル（青山キャンパス版）】
教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>教員研究費ハンドブック（研究・教育担当）>財務会計システム「Dr.Budget」使用マニュアル(青山キャンパス版)

3. 発注・支払手続きについて

1件あたりの執行金額によって、以下のように手続き方法が異なりますので、ご注意ください。

- ① 1件あたり20万円以上の執行については、所属キャンパスの施設課を通しての発注になります。同日に同一の相手先で合計20万円以上の取引をすることは1件当たり20万円以上の執行とみなされます。20万円以上の発注については、P.48「4.調達手続きについて」をご参照ください。
- ② 1件あたり20万円未満の執行については、教員による現場発注が認められておりますが、支払は下記の項目を除き、請求書による支払を原則といたします。請求書払いによる手続きが不可能な場合のみ、予算配分を受けた者による立替払いを認めます。やむを得ず複数人を介する立替払いとなる場合は、その経緯を明確にしてください。

20万円未満であれば立替払いが可能なもの

- ・ 学会年会費、学会参加費、学会主催懇親会費
 - ・ ジャーナル等のオンライン利用料
 - ・ 文献複写、コピー代
 - ・ 宅配、郵送代
- 等

- ③ 国外出張に関連する支払いについて、クレジットカード（以下 法人カード）を希望者に発行しております。立替払いに代わる支払手段として利用可能です。申し込みは教職員ポータル「システムメニュー」タブからアンケートシステムにアクセスし、お申込みください。

4. 物品調達 Web システムについて

以下、教員向け Web 発注システムを通して手続きをしていただいた場合、請求書による支払いが可能です。青山キャンパス所属教員は P.10・11・13、相模原キャンパス所属教員は P.12・13 をご確認ください、ご活用ください。発注にあたっては、事前に予算残高に不足がないかご確認の上、進めていただくようお願いいたします。

◆ 青山キャンパス所属教員

たのめーるプラス (青山)	<table border="1"><tr><td data-bbox="507 797 735 835">購入可能商品</td></tr><tr><td data-bbox="536 846 986 927">消耗品・電子機器等：ビックカメラ 書籍等：紀伊國屋書店</td></tr><tr><td data-bbox="507 983 630 1021">URL</td></tr><tr><td data-bbox="507 1021 1206 1093">青山キャンパス所属教員向け https://www2.tanomailplus.com/BsQYhemNeF/blogin</td></tr><tr><td data-bbox="507 1167 679 1205">利用方法</td></tr><tr><td data-bbox="507 1216 1372 1776">① 「たのめーるプラス」の利用案内および ID は、新たに着任された教員へ4月上旬に庶務部施設課から配布します。 ② 利用手順に従い商品を購入してください。 ※金額は税抜表示となっております。 合計 20 万円（税込）以上は庶務部施設課を通しての発注になりますのでご注意ください。 ③ 検収済の商品・納品書と請求書は別々に研究室へ届きます。 ④ 執行依頼書・請求書・納品書・検収が確認できる書類を庶務部経理課（研究・教育担当）へご提出ください。</td></tr></table>	購入可能商品	消耗品・電子機器等：ビックカメラ 書籍等：紀伊國屋書店	URL	青山キャンパス所属教員向け https://www2.tanomailplus.com/BsQYhemNeF/blogin	利用方法	① 「たのめーるプラス」の利用案内および ID は、新たに着任された教員へ4月上旬に庶務部施設課から配布します。 ② 利用手順に従い商品を購入してください。 ※金額は税抜表示となっております。 合計 20 万円（税込）以上は庶務部施設課を通しての発注になりますのでご注意ください。 ③ 検収済の商品・納品書と請求書は別々に研究室へ届きます。 ④ 執行依頼書・請求書・納品書・検収が確認できる書類を庶務部経理課（研究・教育担当）へご提出ください。
購入可能商品							
消耗品・電子機器等：ビックカメラ 書籍等：紀伊國屋書店							
URL							
青山キャンパス所属教員向け https://www2.tanomailplus.com/BsQYhemNeF/blogin							
利用方法							
① 「たのめーるプラス」の利用案内および ID は、新たに着任された教員へ4月上旬に庶務部施設課から配布します。 ② 利用手順に従い商品を購入してください。 ※金額は税抜表示となっております。 合計 20 万円（税込）以上は庶務部施設課を通しての発注になりますのでご注意ください。 ③ 検収済の商品・納品書と請求書は別々に研究室へ届きます。 ④ 執行依頼書・請求書・納品書・検収が確認できる書類を庶務部経理課（研究・教育担当）へご提出ください。							

Apple 社製品は、請求書払いが可能な「Apple Store for Business（法人専用サイト）」を通して注文することを推奨しています。

<p>Apple Store for Business (法人専用サイト)</p>	<p>購入可能商品 Apple 社製品</p> <p>利用方法</p> <p>① 庶務部施設課（以下施設課）へ「Apple Store for Business」を利用したい旨ご連絡ください。</p> <p>② 施設課からアカウント取得手順についてお知らせします。手順に従い ID を取得してください。</p> <p>③ 「Apple Store for Business」のサイトより見積書を作成し、執行依頼書とともに庶務部経理課（研究・教育担当）へお持ちください。税込 20 万円以上の場合は、相見積又は業者選定理由書もご提出ください。</p> <p>④ 施設課から発注を行います。</p> <p>⑤ 検収済の商品が研究室へ届きます。</p> <p>⑥ 納品書・請求書は庶務部施設課に届くので、メール添付又は研究室宛てに書面で転送します。</p> <p>⑦ 請求書・納品書・検収が確認できる書類を施設課へご提出ください。執行依頼書は③で提出済みのため、不要です。</p> <p>※ このサイトからの購入は、金額にかかわらず全て所属キャンパスの施設課からの発注となります。</p> <p>※ 20 万円（税込）未満の Apple 社製品について、ご自身で発注を行いたい場合は、Apple 社製品を取り扱っている代理店（青山学院購買会等）をご利用ください。</p>
---	--

◆ 相模原キャンパス所属教員

Apple 社製品は、請求書払いが可能な「Apple Store for Business（法人専用サイト）」を通して注文することを推奨しています。

<p>Apple Store for Business (法人専用サイト)</p>	<p>購入可能商品 Apple 社製品</p> <p>利用方法</p> <p>① 相模原事務部庶務課施設課（以下施設課）へ「Apple Store for Business」を利用したい旨ご連絡ください。</p> <p>② 施設課からアカウント取得手順についてお知らせします。手順に従い ID を取得してください。</p> <p>③ 「Apple Store for Business」のサイトより見積書を作成し、執行依頼書とともに各学部・学科の執行依頼書受付窓口へお持ちください。税込 20 万円以上の場合は、相見積又は業者選定理由書もご提出ください。</p> <p>④ 施設課から発注を行います。</p> <p>⑤ 検収済の商品は研究室へ届きます。</p> <p>⑥ 請求書・納品書は施設課宛に届きますので、検収確認書を施設課へご提出ください。</p> <p>※ このサイトからの購入は、金額にかかわらず全て所属キャンパスの施設課からの発注となります。</p> <p>※ 20 万円（税込）未満の Apple 社製品について、ご自身で発注を行いたい場合は、Apple 社製品を取り扱っている代理店（青山学院購買会等）をご利用ください。</p>
---	---

◆ 青山・相模原キャンパス所属教員

<p>Amazon ビジネス</p>	<p>購入可能商品 消耗品・書籍・電子機器等</p> <p>利用方法</p> <ol style="list-style-type: none">① 教職員ポータル「システムメニュー」より Amazon ビジネスのアカウントを作成してください。② 利用者マニュアルに従い、商品を注文してください。③ 検収済の商品・納品書が研究室へ届きます。④ 商品発送後、請求書（PDF）が購入者へメールで届きますので、印刷してください。⑤ 請求書、納品書を執行依頼書受付窓口へご提出ください。 <p>※すべて検収センター気付のため、基本的には検収後に研究室へ商品が届きます。ただし稀に配送先誤りで研究室へ直接届くことがありますので、その場合は検収を行ってください。</p> <p>※20万円以上の物品購入の場合は、相見積りが必要となるため、ご利用時に、施設課の承認が必要です。事前に相見積書を取得していただき、各キャンパス施設課までご提出ください。</p> <p>【Amazon ビジネス利用マニュアル】 教職員ポータル>システムメニュー>Amazon ビジネス >利用者マニュアル</p>
------------------------	--

4. 研究・教育活動計画書の提出と研究・教育活動報告について

- ・ 教員研究費の配分を受ける専任教員は、「青山学院大学教員研究費規則」に基づき、下記のとおり、年度初頭に本学所定の「研究・教育活動計画書」の提出、年度終了後には「研究・教育活動報告（研究者情報の更新）」を行う義務があります。
- ・ 具体的な期限や対応方法については、毎年1月頃に庶務部経理課（研究・教育担当）より学部長会・教授会等を通じてご案内いたします。

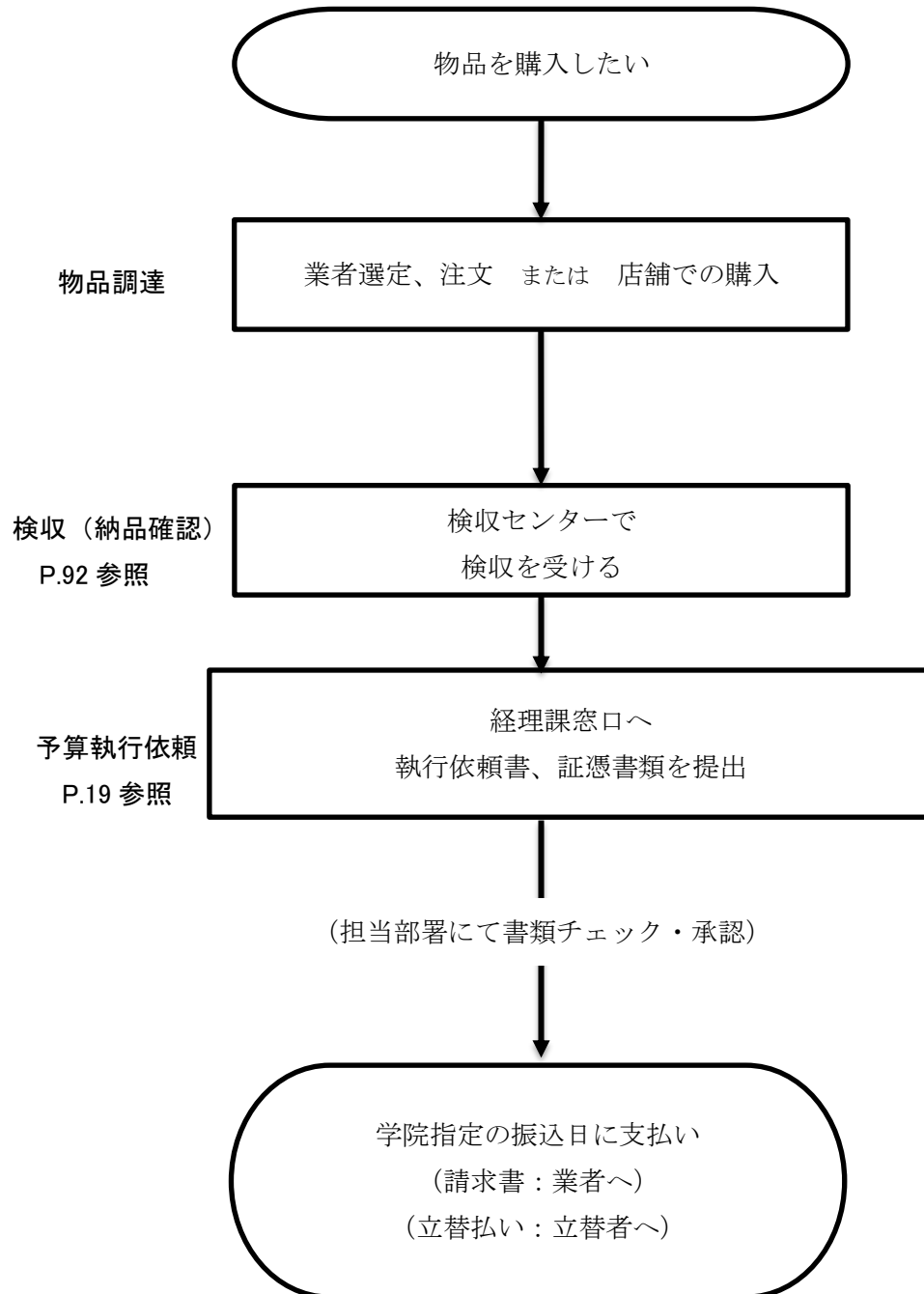
	提出方法	提出期間
研究・教育活動計画書	アンケートシステムから「研究・教育活動計画書」ファイルを提出 教職員ポータル>システムメニュー>アンケートシステム	当該年度 4月初日 ～ 4月末日
	報告方法	更新期限
研究・教育活動報告	「大学ウェブサイトの研究者情報」を各自更新 教職員ポータル>システムメニュー>研究業績システム	翌年度 5月末日

- ・ パソコンやデジタルカメラを毎年購入されている方や、年末から年度末にかけ高価な物品の購入を予定されている方は、監査で指摘を受ける場合があります。購入予定の物品や支出予定の経費について、研究上の必要性・関連性を踏まえ、「研究・教育活動計画書」にご記載いただくようお願いします。
- ・ 「研究・教育活動計画書」に記載がされていても、法規上かつ研究費等の使用ルール上認められないものは、執行することはできません（「研究・教育活動計画書」の受理と執行の可否判断は別です）

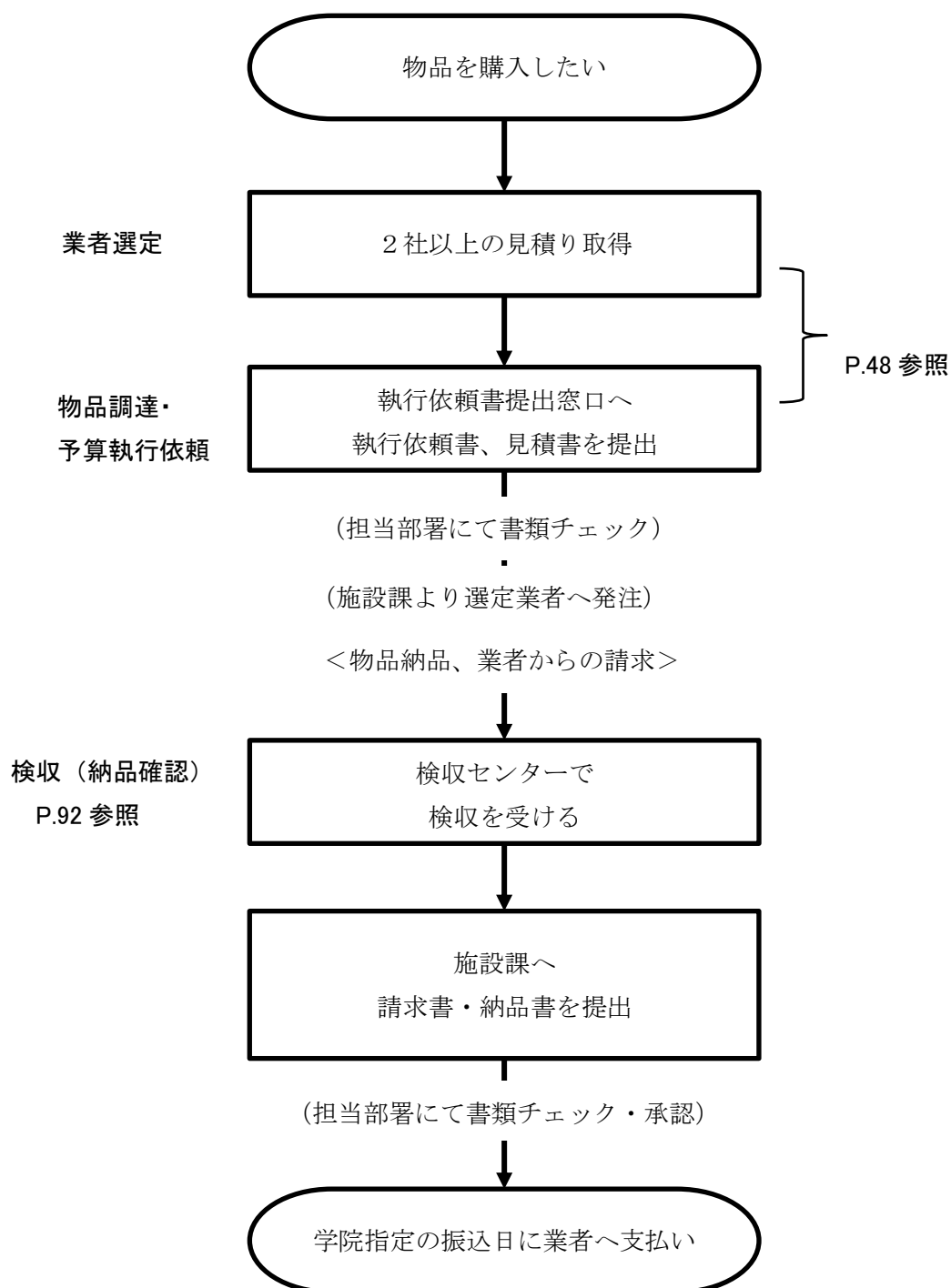
[3] 教員研究費に係る執行について

1. 教員研究費予算執行の流れについて

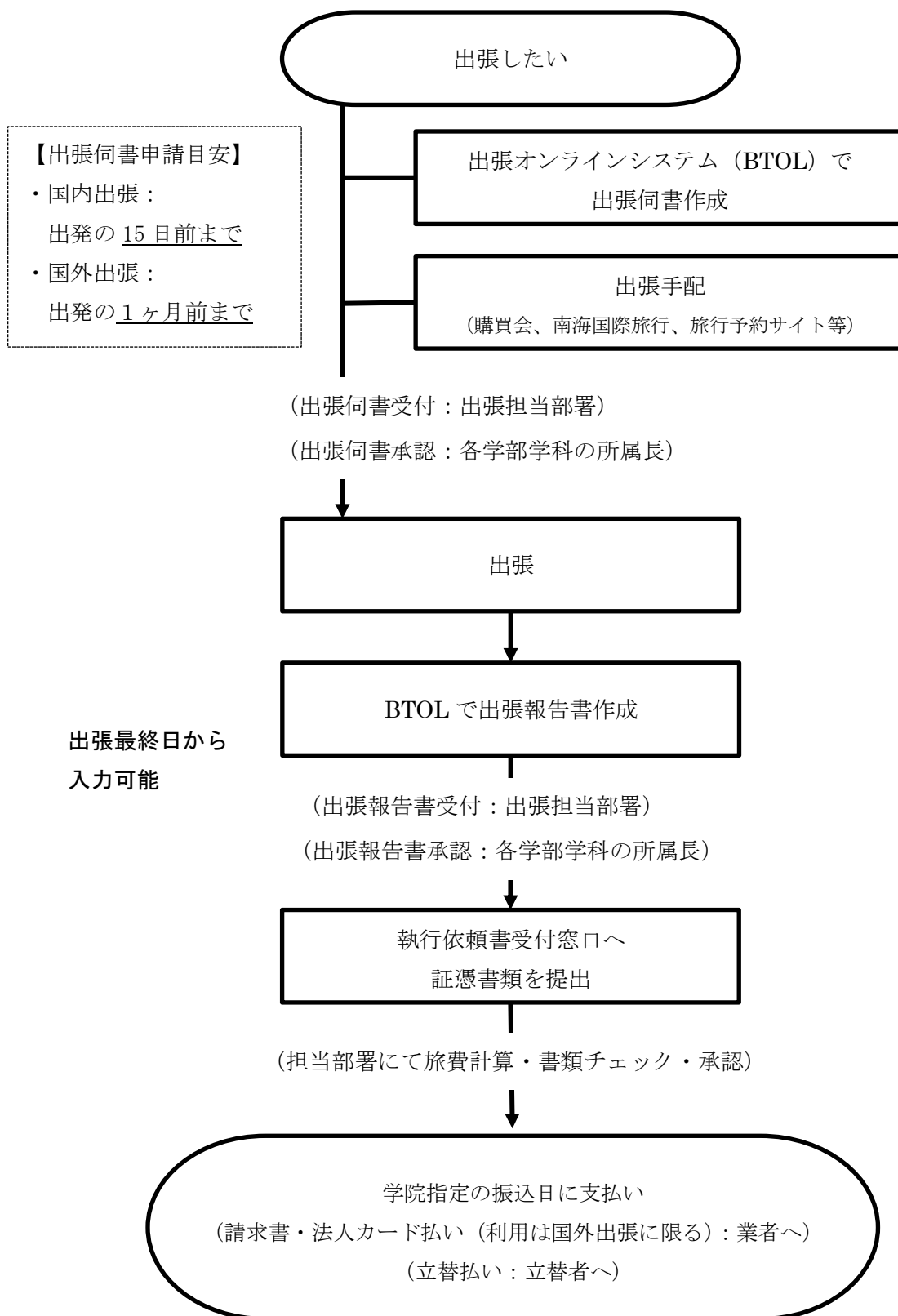
① 20万円未満の物品購入等の流れ



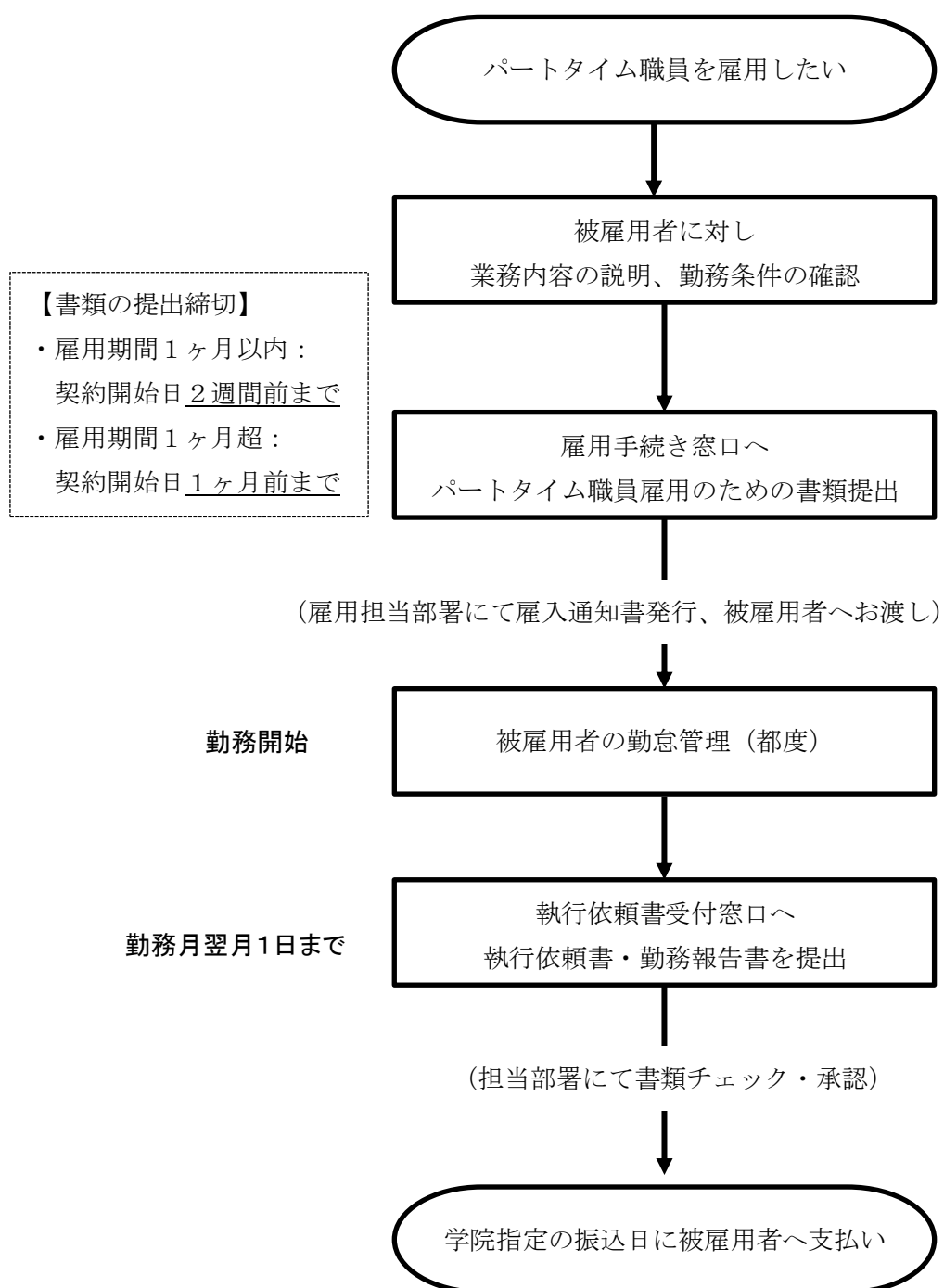
② 調達（20万円以上の物品購入等）の流れ



③ 出張の流れ ※詳細はP.52～参照



④ 雇用の流れ ※詳細はP.76～参照



2. 教員研究費予算執行時必要書類について

教員研究費の予算執行を依頼する際には、以下の書類一式を提出してください。

- | |
|---|
| ① 執行依頼書
② 証憑書類（請求書、領収書、納品書等）
③ その他添付書類（※執行内容に応じて必要、詳細は P.43～参照） |
|---|

各書類の注意事項

① 執行依頼書 …作成方法は以下2種類です。

● 紙に必要な事項を記入する方法

執行依頼書入手方法：

- ・ 研究者向け情報 Web よりダウンロード
(P.98 書式について参照)
- ・ 執行依頼書受付窓口にて配布
- ・ 教職員ポータルよりダウンロード
 - ◆ 青山キャンパス所属教員
教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙（研究・教育担当）>A01_教学系予算執行依頼書
 - ◆ 相模原キャンパス所属教員
教職員ポータル>ファイル管理>大学>相模原事務部>経理課>申請・届出用紙>01.執行依頼書（記入用）

● 財務会計システムより入力する方法

1. 教職員ポータルへログインしシステムメニュー>「財務会計システム」を選択
2. 「MY 予算 TOP」から入力
3. 執行依頼書の出力
※執行依頼書1件につき、1支払先で入力
4. 証憑書類を添付して提出

【教学系予算における財務会計システム「Dr.Budget」使用マニュアル】

教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>教員研究費ハンドブック
(研究・教育担当)>財務会計システム「Dr.Budget」使用マニュアル(青山キャンパス版)

② 証憑書類 …請求書・領収書等、支払の根拠となる書類および、納品書

<共通の注意事項>

	注意点	備考
基本事項	請求書や領収書等、支払いの根拠となる書類には教員の押印が必要です。	但し、教員研究費の場合は予算部署長と申請者が同一のため、請求書や領収書の宛名が「青山学院大学 ○○○○（申請者教員名）」の場合は押印不要です。
	書類を切り取る、内容を書き加える、修正するなど、手を加えないでください。	連絡事項がある場合には、余白に鉛筆で記載するか、メモ等を付してください。
宛名、日付	発行元に記入依頼してください。宛名は「青山学院大学 ○○学部 ○○○○（教員名）」としてください。	
購入内容	購入内容明細（書籍の場合はタイトル）の記載が必要です。	記載がない場合は、購入明細が分かる資料を添付してください。（例：納品書、見積書、注文書、注文受付メール等）
不備がある場合	発行元に修正依頼してください。	
再発行の場合	再発行の理由を余白に書いてください。	請求書・領収書の再発行による二重申請が増加しております。二重の支払いとならないように証憑書類については適切な管理をしていただき、再発行の前にご確認をお願いいたします。
検収について	検収センターにて納品書等に検収を受けてください。	検収の可否およびその手続きについては P.92「検収について（納品確認）」をご確認ください。

- 発行元が適格請求書発行事業者の請求書（インボイス）

青枠：インボイスの記載要件

請求書番号：24-1234
② 発行日：20XX年11月30日

請求書

① 青山学院大学〇〇学部
青山 太郎 様

③ 青山商事(株)
東京都渋谷区渋谷1-2-3
TEL：03-3409-XXXX
登録番号 T012345...

社判

④ 下記のとおりご請求申し上げます。

11月分 1,750円 (税込)

⑤ 日付	⑥-1 品名	数量	単価	金額 (税抜)	金額 (税込)
11/1	ペン	1	100円	100円	110円
11/2	ファイル	1	1,000円	1,000円	1,100円
11/3	お茶 ※	2	500円	500円	540円
⑥-2 ※は軽減税率対象					⑧ 合計 1,750円
⑦ (10%対象： 1,100円)				消費税： 110円)	
(8%対象： 500円)				消費税： 40円)	

お支払期日：20XX年12月31日

⑨ お振込先：◇◇銀行 渋谷支店 普通預金 9999999 アオヤマシヨウジ(カ)

	確認項目	確認事項	備考
①	宛名	「青山学院大学」等、本学の所属が明確にわかるように記載されているか。	
②	発行年月日	発行年月日の記載があるか。	当該予算年度以外の日付のものは無効です。
③	適格請求書発行事業者の名称または氏名及び登録番号	発行元である適格請求書発行事業者の名称と T から始まる登録番号が記載されているか。押印があるか。	
④	請求内容全体	請求された金額に誤りはないか。消費税額や合計額等、請求内容全体の辻褃があっているか。	
⑤	取引年月日	取引年月日の記載があるか。	

	確認項目	確認事項	備考
⑥	取引内容	具体的な取引内容の記載があるか。 軽減税率の場合は軽減税率の対象品目である旨記載があるか。	詳細な取引内容 (品名・品番等) が記載されてい ない場合は別途 明細がわかるも のを提出してく ださい。
⑦	税率ごとの 合計金額及 び適用税率	税率ごとの合計金額の記載及び適用税率の記載があるか。	税率ごとの合計 金額の記載は税 抜・税込どちらで も可。
⑧	税率ごとの 消費税額等	税率ごとの消費税額の記載があるか。	

● 発行元が適格請求書発行事業者ではない領収書

No. 24-1234

① 領 収 証

青山学院大学〇〇学部 青山 太郎 様

② 1,750 円

但 お茶（軽減税率対象）、ペン、ファイル代 として

③ ××年●月●日 上記正に領収いたしました

収入印紙

<消費税額等>	
8%	40 円
10%	110 円

④ 青山商店
東京都渋谷区渋谷1-2-4
TEL : 03-3409-XXXX

社判

	確認項目	確認事項	備考
①	宛名	「青山学院大学」等、本学の所属が明確にわかるように記載されているか。	
②	領収内容全体	具体的な取引内容が記載されているか。領収額に誤りはないか。軽減税率の場合は対象品目が明記されているか、軽減税率の記載があるか。消費税額や合計額等、領収内容全体の辻褃があっているか。	詳細が記載されていない場合は別途明細がわかるものを提出してください。但し書きに「お品代」は不可。
③	領収日	領収日の記載があるか。	当該予算年度以外の日付のものは無効です。領収書の発行年月日が領収日を兼ねている場合もあります。
④	発行元	発行元の名称記載、押印があるか。	

- 発行元が適格請求書発行事業者の領収書（インボイス）

青枠：インボイスの記載要件

No. 24-1234

領 収 証

① 青山学院大学〇〇学部 青山 太郎 様

② 1,750 円

③ 但 お茶（軽減税率対象）、ペン、ファイル代 として

④ (〇年〇月〇日取引分)
××年●月●日 上記正に領収いたしました

収入印紙

⑤	<金額（税抜・税込）>	
	8% 540 円	
	10% 1,210 円	
⑥	<消費 税 額 等>	
	8% 40 円	
	10% 110 円	

⑦ 青山商店

東京都渋谷区渋谷1-2-4

TEL：03-3409-XXXX

登録番号 T123456…

社判

	確認項目	確認事項	備考
①	宛名	「青山学院大学」等、本学の所属が明確にわかるように記載されているか。	宛名に「青山学院大学」や「学校法人青山学院」等が含まれていない場合は「立替金精算書」の提出が必要になります。立替金精算書についてはP. 27～「立替金精算書について」をご参照ください。
②	領収内容全体	領収額に誤りはないか。消費税額や合計額等、領収内容全体の辻褄があっているか。	

	確認項目	確認事項	備考
③	取引内容	具体的な取引内容の記載があるか。 軽減税率の場合は軽減税率の対象品目である旨記載があるか。	詳細が記載されていない場合は別途明細がわかるものを提出してください。
④	取引年月日	取引年月日の記載があるか。購入日が領収日と違う場合は取引日を別途記載してあるか。	当該予算年度以外の日付のものは無効です。
⑤	税率ごとの合計金額及び適用税率	税率ごとの合計金額の記載及び適用税率の記載があるか。	税率ごとの合計金額の記載は税抜・税込どちらでも可。
⑥	税率ごとの消費税額等	税率ごとの消費税額の記載があるか。	
⑦	適格請求書 発行事業者 の名称または氏名及び 登録番号	発行元である適格請求書発行事業者の名称と T から始まる登録番号が記載されているか。押印があるか。	

【立替金精算書について】

適格請求書保存方式（インボイス制度）対応のため、以下の状況全てに該当する場合は立替金精算書の提出が必要になります。

- ◆ 立替払いを行った
- ◆ 領収書に「T+数字 13 桁」で表される適格請求書発行事業者の登録番号等の記載がある
- ◆ 領収書の宛名に「学校法人青山学院」または「青山学院大学」が含まれていない
- ◆ 簡易インボイス（詳しくは P.33 参照）ではない

書式は研究者向け情報 Web に掲載がございます。P.98 書式についてをご参照ください。

証憑 B

amazon.co.jp

注文番号: 503-9352463-6957401 の領収書
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2023年10月29日
注文日: 2023年10月13日
Amazon.co.jp 注文番号: 503-9352463-6957401
ご請求額: ¥1,100

2023年10月15日 (に発送済み)

注文商品	価格
1点 A4コピー用紙	¥1,100

販売: アマゾンジャパン合同会社
コンディション: 新品

お届け先住所:
〒150-8366
東京都渋谷区渋谷4-4-25

配送方法:

支払い情報

支払い方法: Visa 下4桁一括払い	Amazon の場合はクレジットカードの請求日が入ります。	商品の小計 ¥1,100 配送料・手数料: ¥0
請求先住所: 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25		注文合計 ¥1,100 ご請求額 ¥1,100

クレジットカードへの請求 Visa(下4桁) 2023年10月15日 ¥1,100

amazon.co.jp

適格請求書

Amazon で代替購入した場合は「amazon」を支払先として記入します。

発行者 アマゾンジャパン合同会社

請求書発行日 2023-10-29
請求書番号 JP39JOW30AJGK1
合計 1,100円

青山 太郎 様
〒150-8366
東京都渋谷区渋谷4-4-25

購入者住所	配送先住所	発行者
〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25	〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-4-25	アマゾンジャパン合同会社 153-0064 東京都目黒区下目黒 1-8-1 ARCO TOWER ANNEX 日本 登録番号: T3040001028447

注文情報
注文日 2023-10-13
注文番号 503-9352463-6957401

購入明細

内容	数量	価格 税抜	税率	価格 税込	小計 税込
A4コピー用紙	1	¥1,000	10%	¥1,100	¥1,100
合計					¥1,100
		税率	小計 税抜	税額	小計 税込
		10%	¥1,000	¥100	¥1,100
合計					¥1,100

証憑 C

EC サイトで立替購入した場合は EC サイト名を
支払先として記入します。

⑤

Rakuten

③

初回領収日: 2023年10月15日
発行日: 2023年10月28日

領収書

青山 太郎 様

2,200円 領収しました

但し: 青山古書店との取引として

Amazon 以外の EC サイト発行の領収書の場合、領収日の記載があれば領収日が
支払日になります。領収日の記載がなければ発送日が支払日になります。

利用情報

注文番号: 217997-20231015-0536513183
お支払い方法: クレジットカード

注文日: 2023年10月13日
発送日: 2023年10月15日 ③

領収者情報

領収者: 青山古書店
登録番号: T1130001016452

店舗名: 青山古書店
店舗住所 〒150-8366 東京都渋谷区渋谷4-5-3

電話番号: 03-XXXX-XXXX

注文合計

商品小計 2,200円
総合計 2,200円
支払い金額 2,200円

支払い内訳 2,200円
クレジットカード
課税内訳 2,200円
10%対象
うち10%対象消費税 200円

※表示金額は全て税込です
※支払い金額は総合計からポイントを除いた金額です

注文情報

配送情報

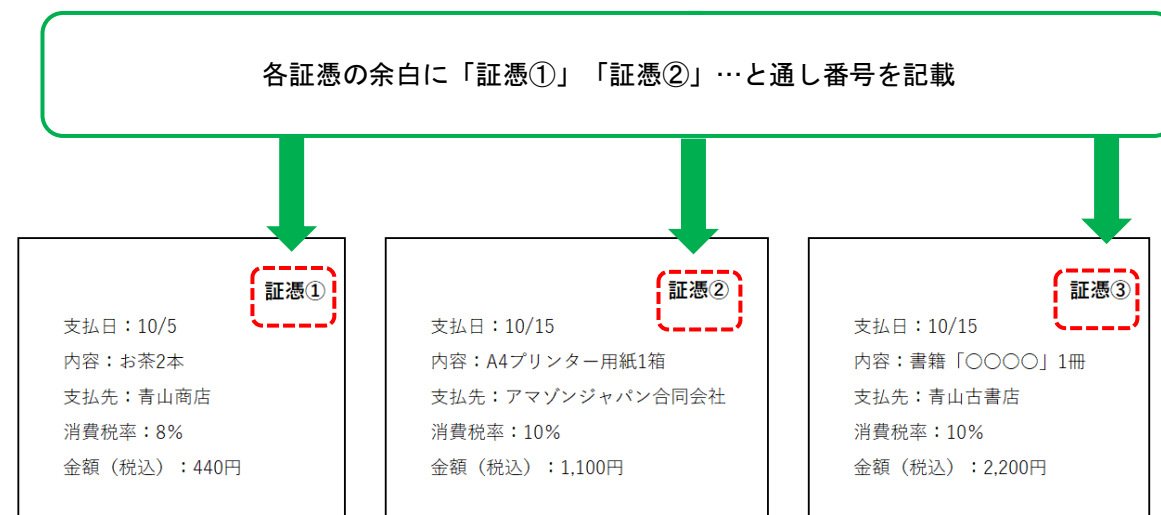
配送方法: 宅配便

お届け先住所: 〒150-8366
東京都渋谷区渋谷4-4-25

商品明細

明細種別	商品番号	商品名	数量	単価(税込) ⑥	税率 ⑦	小計(税込)
初回注文		④ 書籍「〇〇〇〇」	1	2,200円	10%	2,200円

<立替金精算書記入例（複数の証憑について内容欄を省略、通し番号で記載した場合）>



立替金精算書

申請日： 2023年10月31日

学校法人 青山学院 御中

所属部署名： 〇〇学部〇〇学科
氏名： 青山 太郎

内容欄に証憑に記載した通し番号を転記

支払日	内容	支払先	消費税率	金額（税込）
10月5日	証憑①	青山商店	8%	440
10月15日	証憑②	amazon	10%	1,100
10月15日	証憑③	楽天	10%	2,200

- 発行元が適格請求書発行事業者ではないレシート

①	<p>青山コンビニエンスストア 東京都渋谷区渋谷1-2-5 TEL：03-3409-XXXX</p>																																								
②	<p>20XX年11月16日 12:50</p>																																								
領収書																																									
③	<table border="1"> <tr> <td>ペン</td> <td>1</td> <td>¥</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>ファイル</td> <td>1</td> <td>¥</td> <td>1,100</td> </tr> <tr> <td>お茶 ※</td> <td>2</td> <td>¥</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>¥</td> <td>1,750</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td></td> <td>¥</td> <td>540</td> </tr> <tr> <td>(内 消費税額)</td> <td></td> <td>¥</td> <td>40)</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td></td> <td>¥</td> <td>1,210</td> </tr> <tr> <td>(内 消費税額)</td> <td></td> <td>¥</td> <td>110)</td> </tr> <tr> <td>お預かり</td> <td></td> <td>¥</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>おつり</td> <td></td> <td>¥</td> <td>790</td> </tr> </table> <p>※は軽減税率対象</p>	ペン	1	¥	110	ファイル	1	¥	1,100	お茶 ※	2	¥	540	合計		¥	1,750	8%対象		¥	540	(内 消費税額)		¥	40)	10%対象		¥	1,210	(内 消費税額)		¥	110)	お預かり		¥	2,000	おつり		¥	790
ペン	1	¥	110																																						
ファイル	1	¥	1,100																																						
お茶 ※	2	¥	540																																						
合計		¥	1,750																																						
8%対象		¥	540																																						
(内 消費税額)		¥	40)																																						
10%対象		¥	1,210																																						
(内 消費税額)		¥	110)																																						
お預かり		¥	2,000																																						
おつり		¥	790																																						

	確認項目	確認事項	備考
①	発行元	発行元の名称の記載があるか。	
②	レシート発行日	発行日の記載があるか。	当該予算年度以外の日付のものは無効です。
③	領収内容全体	具体的な取引内容が記載されているか。領収額に誤りはないか。軽減税率の場合は対象品目が明記されているか、軽減税率の記載があるか。消費税額や合計額等、領収内容全体の辻褃があっているか。	詳細が記載されていない場合は別途明細がわかるものを提出してください。

● 発行元が適格請求書発行事業者のレシート（簡易インボイス）

簡易インボイスとは、インボイスの記載事項を一部省略したもので、主にコンビニエンスストア・スーパー等で発行されるレシートや領収書が該当します。簡易インボイスを交付できるのは、不特定多数に対して行う小売業等の事業者です。簡易インボイスの場合はインボイスの記載事項のうち、「受領者の氏名または名称」を省略することができます。

青枠：インボイス
の記載要件

青山コンビニエンスストア

① 東京都渋谷区渋谷1-2-5 TEL：03-3409-XXXX
登録番号 T123456…

② 20XX年11月16日 12:50

③ 領収書

④	ペン	1	¥	110
	ファイル	1	¥	1,100
	お茶 ※	2	¥	540
	合計		¥	1,750

⑤	8%対象	¥	540
	(内 消費税額	¥	40)
	10%対象	¥	1,210
	(内 消費税額	¥	110)

お預かり	¥ 2,000
おつり	¥ 790

※は軽減税率対象

	確認項目	確認事項	備考
①	適格請求書発行事業者の名称または氏名及び登録番号	発行元である適格請求書発行事業者の名称と T から始まる登録番号が記載されているか。	

	確認項目	確認事項	備考
②	取引年月日	取引年月日の記載があるか。	当該予算年度以外の日付のものは無効です。
③	領収内容全体	領収額に誤りはないか。消費税額や合計額等、領収内容全体の辻褃があっているか。	
④	取引内容	具体的な取引内容の記載があるか。軽減税率の場合は軽減税率の対象品目である旨記載があるか。	詳細が記載されていない場合は別途明細がわかるものを提出してください。
⑤	税率ごとの合計金額	税率ごとの合計金額の記載があるか。	税率ごとの合計金額の記載は税抜・税込どちらでも可。
⑥	税率ごとの消費税額等または適用税率	税率ごとの消費税額または適用税率の記載があるか。	どちらかを記載。両方記載することも可能。

● 納品書

納品書番号：24-1234
 発行日：20XX年11月30日

納品書

① 青山学院大学〇〇学部
青山 太郎 様

③ 青山商事(株)
東京都渋谷区渋谷1-2-3
TEL：03-3409-XXXX

社判

④ 以下の商品を納品申し上げます。

1,750 円 (税込)

品名	数量	単価	金額 (税抜)	金額 (税込)
ペン	1	100 円	100 円	110 円
ファイル	1	1,000 円	1,000 円	1,100 円
お茶 ※	2	500 円	500 円	540 円
合計				1,750 円

※は軽減税率対象

(10%対象： 1,100 円)
(8%対象： 500 円)

検収印

	確認項目	確認事項	備考
①	宛名	「青山学院大学」等、本学の所属が明確にわかるように記載されているか。	
②	発行年月日	発行年月日の記載があるか。	当該予算年度以外の日付のものは無効です。
③	発行元	発行元の名称記載、押印があるか。	
④	納品内容全体	具体的な取引内容の記載があるか。消費税額や合計額等、全体の辻褄が揃っているか。	詳細な取引内容（品名・品番等）が記載されていない場合は別途明細がわかるものを提出してください。
⑤	検収印	検収センターで検収を受けているか。	

<各種支払い方法における注意点>

支払方法	証憑となる書類	備考
クレジットカード を利用し、購入店 の領収書が発行さ れない場合 ※ ショッピング ローン（分割払 い）の利用はでき ません	以下2点の書類を提出してください。	
	①クレジットカード会社発行の利用明細書 または オンライン上の利用明細 を出力したもの	以下の項目が必要です。 （該当箇所以外は目隠し可。 加工は不可） ・カード名義 ・日付 ・支払先 ・金額
	②支払内容および金額が確認できる資料	例：請求書・支払依頼書、納 品書、見積書、注文書、注文 受付メール 等
PayPal	以下2点の書類を提出してください。	
	①クレジットカード会社発行の利用明細書 または オンライン上の利用明細 を出力したもの	以下の項目が必要です。 （該当箇所以外は目隠し可。 加工は不可） ・カード名義 ・日付 ・支払先 ・金額
	②支払内容および金額が確認できる資料	例：請求書・支払依頼書、納 品書、見積書、注文書、注文 受付メール、PayPal 発行の 受領書（メール）等
銀行指定用紙 郵便局指定用紙	<青山学院から直接業者や学会に支払う場合> 以下2点の書類を提出してください。	
	①払込票	郵便局の払込票（青色）もし くは「通常払込料金加入者負 担」と記載のないものは、執 行金額に手数料分を追加する 必要があります。
	②支払内容および金額が確認できる資料	例：請求書・支払依頼書、納 品書、見積書、注文書、注文 受付メール 等

銀行指定用紙 郵便局指定用紙	<u><立替払いの場合></u> 以下2点の書類を提出してください。	
	①払込受領証 または ATMの利用明細書	払い込み時の手数料を含めて 予算執行することが可能です。
	②支払内容および金額が確認できる資料	例：請求書・支払依頼書、納品書、見積書、注文書、注文受付メール 等
銀行口座からの 自動引き落とし	以下2点の書類を提出してください。	
	①インターネットバンキングの取引明細書 または 通帳のコピー	口座名義、日付、支払先、金額の記載が必要です。(必要箇所以外は目隠し可)
	②支払内容、金額が確認できる資料	例：請求書・支払依頼書、納品書、見積書、注文書、注文受付メール 等
宅配業者の 代金引換払い	以下2点の書類を提出してください。	
	①宅配業者の発送伝票	宅配業者の代金領収印が必要
	②支払内容および金額が確認できる資料	例：請求書・支払依頼書、納品書、見積書、注文書、注文受付メール 等

支払方法	証憑となる書類	備考
金券、ポイントの利用	金券やポイントを利用した分の支払いを請求することはできません。	(金券・ポイントの例) ・図書カード ・商品券、ギフトカード (アマゾンギフト券、アップルギフトカード等) ・航空会社のマイレージ ・購入ポイント 等
	1点5万円以上の大学に資産登録される物品はこれらを使用して購入することはできません。	
電子マネーの利用について	<p>購入店から領収書等が発行される場合は、電子マネーでの立替払いを可としています。これは、「青山学院大学における公的研究費の運営・管理に関する行動規範」を遵守することを前提とし、運用しております。</p> <p>また、バーコード決済アプリ等を利用した支払いは、支払いの根拠となる書類の発行が難しい場合がありますので、可能な限り利用せず、他の支払い方法をご検討ください。</p>	

3. 教員研究費から支出する物品・経費等について

- ・ 教員研究費の使用は研究に直接必要な経費に限定されます。
- ・ 教員研究費は給与ではなく、当該年度の研究活動の経費であり、教員研究費で購入した物品等は私物ではなく大学の資産です。
- ・ 日用品（第三者から見て社会通念上、研究目的外の使用と誤解を生じるようなもの）については、具体的な研究内容とその関連性を執行依頼書の理由欄に記載してください。別途理由書のご提出を求める場合もあります。

日用品の例

- ・ 印鑑
 - ・ 手帳
 - ・ メモ帳
 - ・ 卓上日誌
 - ・ ダイアリー
 - ・ カレンダー
 - ・ 耳栓
 - ・ 朱肉
 - ・ ティッシュ
 - ・ カバン
- 等

- ・ 汎用性が高いもの（様々な用途や場面での使用が可能なもの）については、研究目的以外での使用がないことを確認させていただきます。

汎用性が高いもの（様々な用途や場面での使用が可能なもの）の例

- ・ パソコン（デスクトップ、ノート、タブレット、スマートフォン、スマートウォッチ）
 - ・ デジタルカメラ、ビデオカメラ
 - ・ テレビ、録画機器
 - ・ プリンター、スキャナー
 - ・ モニター
- 等

教員研究費から支出できないものの事例

※すべての例は記載できておりません。判断に迷う際はお問い合わせください。

	事例	備考
基本的事項	直接研究と関わらない経費	年度末までに消費しきれない（とみなされる）大量の物品購入も控えてください。
	過年度の経費、翌年度の経費	
物品等	年賀状、クリスマスカード、時候の挨拶状、私信等の郵送料	
	自宅に設置する物品、備品	
	什器（机、椅子、応接セット、書庫、保管庫、収納庫、照明器具等）	<p>研究室の環境に関する什器・電化製品については、原則、購入できません。但し、下記の3つの条件を満たした場合に支出可能な場合もありますので、<u>購入前に教職員ポータル</u>の以下のワークフローから申請ください。</p> <p>【青山キャンパス】 ワークフロー＞申請する＞大学＞庶務部＞施設課＞【青山】什器類および室内環境整備に関する製品購入希望申請</p> <p>【相模原キャンパス】 ワークフロー＞申請する＞大学＞相模原事務部＞庶務課・経理課・施設課＞【相模原】什器類および室内環境整備に関する製品購入希望申請</p> <p>①1点または1式の金額が10万円未満のもの ②施設課による消防法、耐荷重、電力確認等の事前調査で問題がないと判断されたもの ③研究との関連を説明可能なもの</p>
電化製品（空気清浄機、加湿器、扇風機、冷暖房器具、掃除機等）		

		書式は研究者向け情報 Web に掲載がございます。P.98 書式について をご参照ください。
--	--	--

	事例	備考
物品等	高額な文具等	一般的な文具等のカタログ上、高級品に類される金額のもの。または実用を超える嗜好品とみなされるものを指します。
	スマートフォン等の通話機能の付いた通信機器等の購入費及び通話料	
	商品券、ギフトカード、図書カード等の金券	謝礼として手渡しでお渡しする少額の図書カード等は支出可能です。
	3冊以上の同一書籍	執行依頼書や領収書等の別にかかわらず、同一書籍の購入は2冊までです。
	インターネット・オークションでの購入物品（メルカリ含む）	古書などインターネット・オークションでしか購入できない場合については事前にご相談ください。
雇用関係	家族等の近親者による役務費	
	家族等近親者への業務委託費	
出張関係	経済的かつ合理的でない経路の経費	
	規則を超える上位クラスの移動手段の経費	
	出張者以外の旅費	
その他の経費	飲食にかかわる費用	<p>以下は認められる場合があります。(P.43～参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学会主催の懇親会費 ・ 研究にかかわる打合せに際し、やむを得ず昼食・夕食の時間帯にかかり、昼食時間・夕食時間の確保ができない場

		合の飲食代 ※菓子代は不可
	自著の買い上げ費用	印税の受取がない献本のための図書費は支出可能です。(P.45～参照)
	いわゆる自炊代行費	著作権法上保護されている書籍をいわゆる自炊代行業者等を通じてデジタルデータに変換・納品させる費用は著作権侵害にあたります。なお、自炊代行業者へ委託せず、自ら書籍をスキャン・データ化して研究活動に使用する場合は著作権の侵害にはなりませんが、スキャンしたデータをメール等で送信することは公衆送信権侵害になります。

教員研究費より支出可能なものと必要書類（一例）

※必ずしもすべての例は記載できておりません。判断に迷う際はお問い合わせください。

● 加盟・参加費

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
学会年会費、入会金 学会大会参加費、学会懇親会費、 論文投稿費用、研究会参加費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書 ・ 証憑書類 ・ 学会からの振込依頼書 等

● 図書費

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
書籍（電子コンテンツを含む）、雑誌、CD、DVD、Blu-ray、年間購読料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書 ・ 証憑書類
	タイトルを明記 ※同一書籍は2冊まで
献本費用 ※印税の受け取りなし	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	献本が研究遂行上必要である理由を記載 （例：「献本により配布先の研究者等から得られる意見等により、研究活動をさらに推し進めることができるため」等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	検収時の注意事項 出版社から献本先へ直接送付する場合には検収不要。ただし、出版社よりリストの通り送付した旨の文書（その旨記載したメールでも可）を添付
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 献本先リスト
	ご氏名・ご所属を記載

● 消耗品費

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
コピー用紙、文具、名刺代 コピー・文献複写料金 プリンターインク、USB メモリ、 ケーブル等研究用機器の関連物品 ソフトウェア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書 ・ 証憑書類

● 委託費

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
発送に関わる費用 (宅急便代、ゆうパック送料、はが き、切手、海外 EMS、レターパック 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送付目的、送付先（ご氏名・ご所属）、郵送物の内容を記載（例：〇〇大学□□教授へ研究用資料を送付するため 等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	※立替の場合
	取扱店の領収書
	または
	宅配業者の発送伝票 (宅配業者の発送伝票に宅配業者・取扱店の代金領収印がある場合、領収書扱いとなります)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送付先リスト ・ 複数送り先があり、執行依頼書に記載しきれない場合添付
調査委託費用、作業委託費用 (テープ起こし等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物（ある場合、要検収）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数ページにわたる場合、1 ページ目のみの添付でも構いません
英文校正、翻訳料 ※国内法人・国内居住者への 立替払い不可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成果物（要検収）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数ページにわたる場合、1 ページ目のみの添付でも構いません

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
研究成果取りまとめのための出版費用 ※印税の受け取りなし ※本学のオーサーシップポリシーを確認のこと	< 1点 20万円未満 >
	・ 執行依頼書
	・ 印税の受け取りがないことが確認できる書類
	・ 証憑書類
	検収対象外となります
	< 1点 20万円以上 100万円未満 >
	・ 執行依頼書
	・ 印税の受け取りがないことが確認できる書類
・ 見積書	
検収対象外となります	

● 用品、備品費

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
PC、モニター、カメラ、プリンター、 スキャナー、録画機器	< 1点 20万円未満の物品 >
	・ 執行依頼書
	主な用途を記載 (汎用性、換金性が高い物品のため)
	・ 証憑書類
	< 1点 20万円以上の物品 > 以下の書類で大学より発注
	・ 執行依頼書
	主な用途を記載 (汎用性、換金性が高い物品のため)
	・ 見積書

● 賃借費

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
Wi-fi レンタル代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	使用の目的を記載（例：出張先の学会大会で使用するため 等）
データベース利用料、会議室利用料、サーバーレンタル代	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書 ・ 証憑書類

● 印刷製本費

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
抜き刷り費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書 ・ 証憑書類

● 手数料

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
各種支払いに伴う手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書 ・ 証憑書類
博物館等入場料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類 施設発行の領収書を提出。ただし、領収証の発行が難しい場合はチケットの半券等にて利用日付・金額・支払先を確認できれば支出可。

● 保全改修費

執行可能なものの例	提出書類
学内経費で購入した物品の修理費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	購入時に備品番号ラベルを貼付した物品の場合、記載の番号を記入
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業報告書、納品書 検収不要 業者が発行する上記書類を添付

● 会議費

執行可能なものの例	提出書類
研究に関わる打ち合わせ時飲食代 ※やむを得ず昼食・夕食時間帯にかかり、食事時間の確保ができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	金額上限は「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規」別表2「会議等飲食代支給基準」参照
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議録
	実施日時、内容、参加者がわかるもの
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場での実施状況写真（弁当の場合）

● 謝礼費用

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
手土産代 ※謝礼を支払う場合には申請不可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	お渡しする目的、お渡しする方のご氏名・ご所属を記載
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	金額上限は「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規」別表3「手土産及び贈呈品代支給基準」参照 検収時の注意事項 手土産を購入し直行する場合には、写真を撮影し後日写真検収を受けること。
商品券、ギフトカード、図書カード等の金券代 ※謝品として少額を手渡しする場合 ※謝礼を支払う場合には申請不可	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書
	お渡しする目的等の記載
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証憑書類
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者の受領が確認できるもの
	※金券類は検収対象外

● 海外出張保険費用

執行可能なものの例	提出書類と注意事項
IVYCS 保険チーム取扱い海外出張保険	<ul style="list-style-type: none"> ・ 執行依頼書 ・ 証憑書類

4. 調達手続きについて

1. 施設課へ調達依頼するもの

以下のものは、必ず所属キャンパスの施設課を通して発注を行います。

1. 物品購入・業務委託・献本図書費等について、納入予定金額が1件20万円（税込）以上となるもの
2. 1点20万円（税込）未満の物品をまとめた個数で注文し、1発注で合計20万円（税込）以上となるもの

※ 同じ日に同じ調達先で合計20万円（税込）以上の購入や業務委託等をする場合も調達依頼となりますので、ご注意ください。

2. 提出書類

以下の書類を所属キャンパスの執行依頼書受付窓口までご提出ください。

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
見積書	<p><u>2社以上</u>の同じ条件の見積書をご提出ください。</p> <p>※ 見積書の取得を所属キャンパスの施設課に依頼したい場合 P.49「<u>3. 見積書の取得について</u>」をご参照ください。</p> <p>※ やむを得ない事情により、特定の業者に発注したい場合は、 P.49「<u>4. 特定の業者へ発注したい場合の提出書類（発注依頼時）</u>」 をご参照ください。</p> <p>※ Apple社製品を調達する場合は、P.11～を参照のうえ 「Apple Store for Business」で見積書を取得してください。</p>
その他	執行内容に応じて必要な書類がある場合はご提出ください。 P.43「教員研究費より支出可能なものと必要書類（一例）」をご参照ください。

3. 見積書の取得について

[物品の場合]

◆ 青山キャンパス所属教員

見積書の取得を依頼したい場合は、庶務部施設課へご相談ください。購入希望の製品がありましたら、その情報もお伝えください。

[印刷物の場合]

印刷物仕様書を IVYCS 印刷チーム（青山キャンパス間島記念館地下 1 階、内線：12265）にお送りください。

◆ 相模原キャンパス所属教員

見積書の取得を相模原事務部施設課へ依頼したい場合は、執行依頼書（記入用）の理由欄にその旨をご記入いただき、執行依頼書受付窓口にご提出ください。

4. 特定の業者へ発注したい場合の提出書類（発注依頼時）

購入希望の物品等が他業者での取扱いがない等やむを得ない事情により、特定の業者に発注したい場合は、以下の書類を所属キャンパスの執行依頼書受付窓口までご提出ください。2 社以上の見積書を取得し、金額が高い方の業者に発注を希望する場合も特定の業者への発注と同じ扱いになります。

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
見積書	1 社の見積書または、2 社以上の同じ条件の見積書をご提出ください。
業者選定理由書	特定の業者を選定した理由を具体的にご記入ください。 書式は研究者向け情報 Web に掲載がございます。P.98 書式について をご参照ください。
その他	執行内容に応じて必要な書類がある場合はご提出ください。 P.43「教員研究費より支出可能なものと必要書類（一例）」をご参照ください。

5. 物品の資産（備品）登録、備品番号シールの貼付について

1. 物品の資産（備品）登録について

1点5万円以上の物品は、大学の資産として備品登録をしています。対象物品は、毎年現物照合を行い、管理状況を所属キャンパスの施設課に報告していただきます。

2. 備品番号ラベルの貼付について

備品登録後、備品番号を印字した「備品番号ラベル」（緑色枠）が研究室に送付されますので、対象物品へ貼付してください。

なお、検収時に管理番号シール（銀色）も配付されている場合は、同様に対象物品へ貼付してください。管理番号シールについては、P.97 [7. 管理番号シールの貼付について](#)をご参照ください。

6. 物品の返還、処分について

退職時の物品の返還や不要になった物品の処分に当たっては、所属キャンパスの施設課へご連絡ください。特に管理番号シール・備品番号ラベルの付いているものは、必ずご連絡ください。

管理番号シール・備品番号ラベルの付いていない物品の廃棄にあっても、教職員・学生の成績や個人情報を含むものについては、原則大学にて廃棄する必要がありますので、所属キャンパスの施設課へご連絡ください。

7. 私費との併用購入、ポイント利用等について

大学にて物品情報の登録を行うものは、私費との併用購入、残高支給はできません。また、ポイントや金券を利用して購入することはできませんので、ご注意ください。

8. ソフトウェアの購入・管理について

大学所有・管理のパソコンにインストールするソフトウェアを購入する場合は、ユーザー登録の控えや使用許諾契約書等を保管しておいてください。

また、ライセンス許可されたパソコン以外にインストールする等の不正を行うことのないようにしてください。

9. 物品等購入時の合算使用に関する手続きについて

教員研究費とその他の資金を合算して使用する場合には、合算する予算ごとに執行依頼書を作成し、セットでご提出ください。執行依頼書作成時の注意点は以下の通りです。

- ① 外部資金等で資金提供先より合算が認められていない場合は合算できません。
- ② 公的研究費を含む合算の場合には支出金額算出の根拠を明示してください。支出金額算出の根拠は「使用割合（見込）による按分」や「研究課題数による等分」、「各研究課題の事業期間（見込）による按分」等、客観的に合理性が十分に説明できるものとしませす。
- ③ 「予算が足りない」という理由で合算する場合も、公的研究費を含む合算の場合には支出金額算出の根拠が必要になります。購入した物品等をあくまで当該公的研究費に関わる研究のみに使用し、かつ不足分をある程度包括的に使える研究用予算で補填する場合には、その旨を執行依頼書へ明記することで支出金額算出の根拠としてください。

なお、1点が20万円（税込み）以上の物品等については、合算使用においても調達手続きが必要になります。調達手続きについては P.48「4. 調達手続きについて」をご参照ください。

10. 換金性の高い金属試料の管理について

純金等価格の変動が起こりうる換金性の高い金属試料に関しては、紛失や転売といったリスクがございます。リスク軽減のために、該当する金属試料に関する現状の管理方法、保管場所および在庫確認などの管理ルールを事前に所属キャンパスの施設課までご連絡ください。

5. 出張について

1. 出張の申請・報告について

1. 出張オンラインシステムについて

出張オンラインシステム（以下、BTOL）を導入しています。出張の申請書類である出張伺書、出張の報告書類である出張報告書の作成はシステムから入力を行ってください。BTOLについての機能・操作方法の「ご利用ガイド」は、システム内に掲載されています。「BTOL 簡易操作マニュアル（教員用）」は教職員ポータルに掲載しております。ログイン ID、パスワードがご不明な方は各キャンパスの担当部署（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部庶務課）までお問い合わせください。

【 BTOL ログイン画面 】

https://www.btol.jp/btol_main/AoyamaUserLogin.do

【BTOL の簡易操作マニュアル】

教職員ポータル＞ファイル管理＞大学＞庶務部＞経理課＞教員出張（研究・教育担当）＞BTOL 簡易操作マニュアル（教員用）

2. 出張の申請時期について

出張は事前に大学に申請し、所属長の承認を得る必要があります。

- 国内出張 ⇒ 出発日の 15 日前
- 国外出張 ⇒ 出発日の 1 ヶ月前 を目安にお早めにご申請ください。

3. 出張期間・回数の制限について

講義日数の確保等の理由から、それぞれ出張の用務内容により期間・回数の制限があります。

詳細は「青山学院大学教職員ガイド」をご確認の上、申請をお願いいたします。

【青山学院大学教職員ガイド掲載場所】

学院ポータル＞各部からのお知らせ（大学）＞【庶務部】＞【庶務課】＞
大学教職員ガイド

【青山学院大学教職員ガイド URL】

<https://aoyamagakuin.zendesk.com/hc/ja>

【青山学院大学教職員ガイド利用方法】

検索窓に「出張」と入力して検索してください。

検索結果より「出張の届」をクリックしてください。

4. 休講・補講が生じる場合の出張について

休講・補講が生じる場合は、出張申請時に BTOL で休講・補講の情報を入力してください。申請内容に基づき、担当部署（青山：学務部教務課／相模原：相模原事務部学務課）で休講・補講の処理を行います。また、休講が生じる出張で、出発間際に出張申請される場合は直接教務課／学務課教授会担当にもご連絡ください。

5. 出張の報告について

出張報告書は、当初申請していた出張期間の最終日以降から入力可能です。出張後、出張申請時と同様に BTOL から出張報告書の入力をお願いいたします。

2. 出張の手配について

1. IVYCS（購買会旅行センター）での手配について

交通費（新幹線代・航空券代）・宿泊費等について、各キャンパスの IVYCS（購買会旅行センター）での手配ができます。物品購入と同様に請求書払いが可能です。

2. 南海国際旅行を利用した手配について

交通費（新幹線代・航空券代）・宿泊費等について、BTOL の提供会社である南海国際旅行による手配も可能です。BTOL を通しての手配方法については、システム内の「BTOL の簡易操作マニュアル」に記載があります。南海国際旅行に連絡し、直接手配をされる際は、「所属学部」「名前」「出張先」「出張期間」「請求書払い希望」等を南海国際旅行に詳細にお伝えいただき、手配をお願いいたします。なお、南海国際旅行を利用した手配も請求書払いとなりますが、請求書は予算に応じて各キャンパスの担当部署（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部経理課）に一括送付され、個人宛には送付されません。

3. 公共交通機関と宿泊のパックツアーの利用について

公共交通機関（新幹線、航空機等）と宿泊がセットになったパックツアーを利用して手配をされた場合は、規定に従って計算された交通費＋宿泊費の金額を上限として実費を支給します。

4. 出張における同伴者分の立替について

出張旅費は本学の旅費規則に基づいて支給されるため、他研究機関や職位が異なる方同士のまとまった領収書や請求書は支払いに困難が生じる場合がありますので、原則として、出張者単位での手配を行っていただくようお願いいたします。

3. 出張の変更等について

1. 申請済の出張内容に変更が生じた場合

変更のケースに応じ、下記のとおりご対応をお願いします。なお、BTOL 内でチケットを手配している場合や判断に迷う場合がありますら各キャンパスの担当部署（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部庶務課）までご連絡ください。

変更のケース	対応方法
出張出発前に日程に変更が生じた場合	BTOL の出張伺書を再申請
申請後に変更が生じた場合	BTOL の出張報告書入力時に「変更あり」を選択し、変更内容を報告欄に記載
出張が取消になった場合	BTOL の出張伺書を再申請し、出張が取消になった旨を申請
休講・補講に変更が生じた場合	当該学部の教授会担当（青山：学務部教務課／相模原：相模原事務部学務課）に連絡

2. 旅費支給額の調整について

国内外出張時においてやむを得ない理由がある場合には、願い出に基づき支給額を調整できることがあります。事前に所属長の承認を得たうえで、各キャンパスの担当部署（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部経理課）までご相談ください。書式は研究者向け情報 Web に掲載がございます。P.98 [書式について](#)を

ご参照ください。

【参考規則】

学校法人青山学院旅費規則第 10 条 《旅費支給額の調整》

4. 出張旅費の合算使用について

以下のいずれかの条件を満たす場合には旅費の合算が可能です。

条件1：各日程の用務がどちらの予算に関わるかによって、用務日ごとに予算を決める。

宿泊費については、原則として翌日の用務に対して支給されるものとする。

(事例) 出張期間：8/1～8/5

用務：韓国への学会出張（8/1～8/3）及び資料収集（8/4～8/5）

学会出張は科研費の用務、資料収集は教員研究費に関わる用務

科研費からの支出：往路交通費、8/1～8/3 日当、8/1・8/2 の宿泊費

教員研究費からの支出：復路交通費、8/4～8/5 日当、8/3・8/4 の宿泊費

条件2：出張期間中の研究用務が公的研究費に関わる用務で、旅費の一部をある程度包括的に使える研究用予算で支出する

(事例) 出張期間：8/1～8/5

用務：韓国への学会出張（8/1～8/3）及び資料収集（8/4～8/5）

学会参加、資料収集ともに科研費に関わる用務

予算の都合で航空券代のみ教員研究費から支出したい。

科研費からの支出：航空券代以外の交通費、日当、宿泊費、

教員研究費からの支出：往復の航空券代

条件3：公的研究費以外を合算する場合で、各予算の支出について各予算部署長の了解が得られている

(事例) 出張期間：8/1～8/5

用務：韓国への学会出張（8/1～8/3）及び資料収集（8/4～8/5）

すべて教員研究費と学部付置研究所の両方の研究に関わる用務。

各予算の都合により、以下の通り支出したい。予算の分け方について予算部署長了解済。

教員研究費からの支出：航空券代と日当

学部付置研究所からの支出：宿泊費

6. 国内出張について

1. 国内出張旅費の提出書類

提出時期	提出書類 (提出方法)	具体例	備考
出張前	国内出張何書 (BTOL)		
	用務の内容・日程が 確認できる資料 (BTOL or 窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・学会の開催案内 ・パンフレット ・招聘状 ・調査内容の具体的な計画表 等 	
出張後	国内出張報告書 (BTOL)		
	現地到着立証書類 1点 (BTOL or 窓口)	<p>出張期間中に、現地(出張先)に行ったことが客観的に立証できる書類。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地で宿泊施設から発行された領収書 ・宿泊施設から発行された宿泊証明書 ・学会の参加証明書 ・学会等で配付されたネームプレート ・用務先で配布された資料 ・日付、現地の地名が確認できるレシート ・航空券の半券(往復) ・搭乗証明書 ・改札を受けた現地までの乗車券、特急券、ICカードの利用履歴等 ・使用施設の入場券 (調査を行った博物館の入場券等) ・日付のある出張当日の写真 ・日付のある調査ノートの写し 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記いずれか1点を提出 ・連日、日帰り出張に行く場合は1日ごとに1点が必要
	宿泊費の証憑書類 (窓口) ※支給が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ・出張者の宛名の領収書 等 ・宿泊者、宿泊期間、夜数、利用者数が確認できる明細書類(予約時のメール等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に左記、明細が記載されている場合は領収書の提出のみでOK

出張後	提出書類 (提出方法)	具体例	備考
	航空券代の証憑書類 (窓口) ※支給が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 出張者の宛名の領収書 等 搭乗者、搭乗便、搭乗日時、搭乗区 間、利用クラス(普通席利用)等が確認で きる明細書類(予約時のメール等) 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書に左 記、明細が記載 されている場合 は領収書の提出 のみでOK
交通費の証憑書類 (窓口) ※支給が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 乗車日、乗車区間のわかる領収書 	<ul style="list-style-type: none"> 特急(新幹 線、在来線の特 急等)や高速乗 合バス、空港連 絡バスを利用の 場合は提出 	

2. 国内出張旅費の範囲について

国内出張旅費は「学校法人青山学院旅費規則」に基づき、原則として出張をする者からの申請に基づき算出され、規則に定められた金額を上限として支給されます。

国内出張旅費は、①交通費 ②宿泊費 ③日当 を指します。

【参考】学校法人青山学院旅費規則別表 旅費算出表 (単位：円)

区分	交通費		宿泊費 (実費の上限)	日当
	鉄道	船舶		
教授、准教授 専任講師 助教及び助手	普通	1等	12,000	3,000

3. 国内出張旅費の注意事項

1. 交通費の主な注意事項

交通費は、出発地から出張先までを経済的かつ合理的な経路を用いて往復するために要する鉄道、バス、船舶又は航空機の利用に必要な運賃及び料金について、規定に基づく普通運賃を上限とした実費を支給します。ただし、通勤手当支給区間と重複する区間については支給の対象となりません。交通費の計算は、ICカード利用時の運賃を基本とします。

【新幹線・在来線の特急利用について】

以下 (1)・(2) の両方の条件を満たす場合は、規定に基づく新幹線・在来線の特急料金の実費支給が可能です。

- (1) 乗車の区間が片道 100km を超える場合
- (2) 新幹線、在来線の特急等を利用する区間の距離が 60km を超える場合

【航空運賃について】

ビジネスクラス等の上位クラスの利用は、原則的には認められておりません。ただし、国内出張の場合は、同一会社のエコノミークラスの普通運賃上限内であれば、上位クラスの座席が利用可能です。上位クラス座席を利用する際は、予約時の「エコノミークラス普通運賃の見積書等」と「利用する上位クラスの運賃の請求書・領収書及び明細書」などの料金比較が可能な書類の提出が必要になります。

【国内出張におけるマイカーおよびレンタカーの利用について】

安全面の配慮から、マイカーおよびレンタカーは、原則移動の手段としてご利用できません。ただし、下記のようなやむを得ない理由がある場合には許可されることがあります。BTOL で出張伺書を入力する際に「補足欄」に理由を入力してください。また、現地にて、やむを得ない事情でレンタカーを使用した場合は、当該の領収書をご提出いただくとともに、BTOL で出張報告書を作成する際に、「変更あり」を選択し、【変更内容・理由】欄に理由を入力してください。

- 電車・バス等の交通網が整備されていない
- 調査などにより、出張先にて複数の調査場所を指定時間に回らねばならない
- 調査機材や学会資料等が大量であり、公共交通機関での移動が困難等

なお、自動車の利用にあたっては以下のすべての要件を満たしている必要があります。

- (1) 以下の全ての保険に加入していること。
 - イ 自動車損害賠償責任保険（強制保険）
 - ロ 自家用車自動車保険（任意保険）
 - (イ) 対人賠償 無制限
 - (ロ) 対物賠償 無制限
- (2) 道路交通法等に基づいた整備及び点検がされていること。

【高速乗合バスの利用について】

業務上又は日程上の都合により、高速乗合バスの利用が必要な場合は、当該高速乗合バスを利用した区間について、鉄道を利用した場合の交通費相当額を上限として実費を支給することが可能です。

【夜行の交通機関の利用について】

業務上又は日程上の都合により、夜行の交通機関の利用が必要な場合は、その利用に必要な料金（寝台料金等）について、最下級の寝台利用に係わる普通料金を上限とした料金の実費支給が可能です。

2. 宿泊費の主な注意事項

宿泊費は、宿泊夜数に応じ、「学校法人青山学院旅費規則別表 旅費算出表」に規定する金額を上限として実費を支給します。ただし、夜行の交通機関の使用により、宿泊施設を使用しない場合は、当該夜数に係る宿泊費は支給しません。

【用務当日の前後泊における宿泊費について】

遠隔地への出張において、所属長の下承および以下の条件を満たしている場合に、用務の前日の宿泊（前泊）もしくは用務当日の宿泊（後泊）が認められ、宿泊費の支給対象になります。ただし、前泊日・後泊日は日当の支給対象となりません。

- 前泊：朝6時以前に自宅を出発しなければ、出張先での用務に間に合わない場合
- 後泊：自宅への帰着時間が22時を超える場合

3. 日当の主な注意事項

日当は、出張日数に応じ、「学校法人青山学院旅費規則別表 旅費算出表」に規定する

金額を支給します。ただし、下記の場合はこの定めに従って支給します。

【東京都（島しょ部除く）および

東京都に隣接する県（神奈川、千葉、埼玉）への日帰り出張の場合】

出張先の業務に要する時間が4時間以上の場合に日当の支給対象（1,500円/日）になります。出張先の業務に要する時間が4時間未満の場合は日当の支給はありません。

【昼食費や昼食費の相当する経費が明記されている場合】

学会等の参加費に昼食費の金額が明記されている場合は、規定の日当から昼食費の金額を減じた額を日当として支給します。また、昼食費の金額は明記されていなくても、昼食費に相当する経費が参加費等に含まれていることが明らかな場合には、日当から1,500円を減じた額を日当として支給します。

4. 東京近郊での日帰り出張の申請手続きについて（近距離外出届）

以下の条件をすべて満たす場合は、近距離外出の扱いとなり、事前の出張申請や資料提出を行うことなく、出張後に必要書類を提出することで交通費の精算が可能です。なお、近距離外出の条件を満たしている場合でも、通常どおり BTOL から出張申請の手続きをしていただいてもかまいません。

【近距離外出の条件】

- ① 東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、埼玉県、千葉県における日帰りでの学外用務であること
- ② 交通費のみの請求であること（日当の請求がないこと）
- ③ 報告の必要がない用務であること（研究打ち合わせ、学会の運営等に関する用務・会議、授業・課外活動における学生引率、出張授業、外部での講演等）
- ④ 休講が生じないこと

【出張後の必要書類】

書類名	備考
近距離外出届	書式は研究者向け情報 Web に掲載がございます。 P.98 書式について をご参照ください。
現地到着立証書類	現地到着立証書類（P.57 参照）がない場合、交通費の支給はできません。

7. 国外出張について

1. 国外出張旅費の提出書類

提出時期	提出書類 (提出方法)	具体例	備考
出張前	国外出張伺書 (BTOL)		
	用務の内容・日程が 確認できる資料 (BTOL or 窓口)	<ul style="list-style-type: none"> ・学会の開催案内 ・パンフレット ・招聘状 ・調査内容の具体的な計画表 等 	
出張後	国外出張報告書 (BTOL)		
	現地到着立証書類 1点 (BTOL or 窓口) ※支給が必要な場合	<p>出張期間中に、現地(出張先)に行ったことが客観的に立証できる書類。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地で宿泊施設から発行された領収書 ・宿泊施設から発行された宿泊証明書 ・パスポートの出張先国の出入国印のコピー ・航空券の半券(往復) ・学会の参加証明書 ・学会等で配布されたネームプレート ・用務先で配布された資料 ・日付・現地の地名が確認できるレシート ・使用施設の入場券 (調査を行った博物館の入場券等) ・日付のある出張当日の写真 ・日付のある調査ノートの写し 等 	<p>・左記、<u>いずれか1点</u>を提出</p>

	提出書類 (提出方法)	具体例	備考
出張後	宿泊費の証憑書類 (窓口) ※支給が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 出張者の宛名の領収書 等 宿泊者、宿泊期間、夜数、利用者数が確認できる明細書類(予約時のメール等) 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書に左記明細が記載されている場合は領収書の提出のみでOK
	航空券代の証憑書類 (窓口) ※支給が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 出張者の宛名の領収書 等 搭乗者、搭乗便、搭乗日時、搭乗区間、利用クラス(普通席利用)等が確認できる明細書類(予約時のメール等) 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書に左記明細が記載されている場合は領収書の提出のみでOK
	交通費の証憑書類 (窓口) ※支給が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> 乗車日、乗車区間のわかる領収書 等 	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内の特急(新幹線、在来線の特急等)や高速乗合バス※空港連絡バス含むを利用の場合は提出 出張先現地での公共交通機関等を利用された場合は交通費の領収書を提出

※ 外貨によるクレジット決済の場合、支払内容および金額が確認できる資料に加え、クレジットカード会社発行の利用明細書をご提出ください。

2. 国外出張旅費の範囲

国外出張旅費は「学校法人青山学院旅費規則」、「学校法人青山学院国外出張旅費規則」に基づき、原則として出張をする者からの申請に基づき算出され、規則に定められた金額を上限として支給されます。国外出張旅費は、①交通費 ②宿泊費 ③日当 ④入出国経費を指します。国外出張に伴う日本国内の移動に要する交通費・宿泊費については国内出張の規定に基づいて処理をいたします。

【参考】 学校法人青山学院国外出張旅費規則 別表 1 旅費算出表

(単位：円)

区分	交通費			宿泊費（実費の上限）		日当	
	航空機	鉄道船舶	その他	指定都市	その他	指定都市	その他
教授、准教授 専任講師 助教及び助手	エコノ ミック ラス	最上級の 直近下位 ※2クラス の場合は 上級	乗車に 要する 費用	24,000	20,000	6,000	5,500

【参考】 学校法人青山学院国外出張旅費規則 別表 2 地域区分表

区分	地域名	
指定都市	指定都市 1	国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 25 年法律第 114 号）別表第 2 の 1 の備考 2 に規定する次の指定都市をいう。 シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド、アビジャン
	指定都市 2	本法人が指定する次の都市をいう。 シカゴ、トロント、バンクーバー
その他	指定都市を除く全ての都市及び地域をいう。	

3. 国外出張旅費の注意事項

1. 交通費の主な注意事項

交通費は、出発地から出張先までを経済的かつ合理的な経路を用いて往復するために要する鉄道、バス、船舶又は航空機の利用に必要な運賃及び料金について、規定に基づく普通運賃を上限とした実費を支給します。国外出張に伴う日本国内の移動に係る交通費については、国内出張旅費の算出方法と同じです。

【航空便等の関係で東京都又はその隣接県以外から出国することが必要な場合】

航空便等の関係で東京都又はその隣接県以外から出国することが必要になった場合は、出国する空港等までの航空機の利用に必要な運賃について、普通運賃（ただし、2クラス以上の席が設定されている場合は最下級の席とする）を上限とした実費の支給を認めることがあります。

【航空運賃について】

ビジネスクラス等の上位クラスの利用は、原則的には認められておりません。ただし、国外出張の場合は、同一会社に限らず、エコノミークラスの普通運賃上限内であれば、上位クラスの座席が利用可能です。上位クラス座席を利用する際は、予約時の「エコノミークラス普通運賃の見積書等」と「利用する上位クラスの運賃の請求書・領収書及び明細書」などの料金比較が可能な書類の提出が必要になります。

2. 宿泊費の主な注意事項

宿泊費は、国外出張の期間内の宿泊夜数に応じて、「学校法人青山学院国外出張旅費規則別表1旅費算出表」で規定する出張地域の金額を上限として実費を支給します。ただし、機内泊、船内泊又は車内泊の場合は宿泊費の支給はいたしません。

【前後泊における宿泊費について】

遠隔地への出張において、所属長の下承および以下の条件を満たしている場合に、本邦出国日の前日から本邦出国日にかけての夜の宿泊（前泊）、もしくは本邦帰国日の夜の宿泊（後泊）が認められ、宿泊費の支給対象になります。ただし、前泊日・後泊日は日当の支給対象となりません。また、宿泊費の算出方法は国内出張旅費の算出方法に基づきます。

- 前泊：朝6時以前に自宅を出発しなければ、搭乗する航空機に間に合わない場合
- 後泊：自宅への帰着時間が22時を超える場合

3. 日当の主な注意事項

日当は、国外出張の日数に応じて、出張する地域ごとに「学校法人青山学院国外出張旅費規則別表1 旅費算出表」に基づいて規定額を支給します。ただし、国外出張に伴う日本国内の移動については、日当を支給しません。

【昼食費や昼食費の相当する経費が明記されている場合】

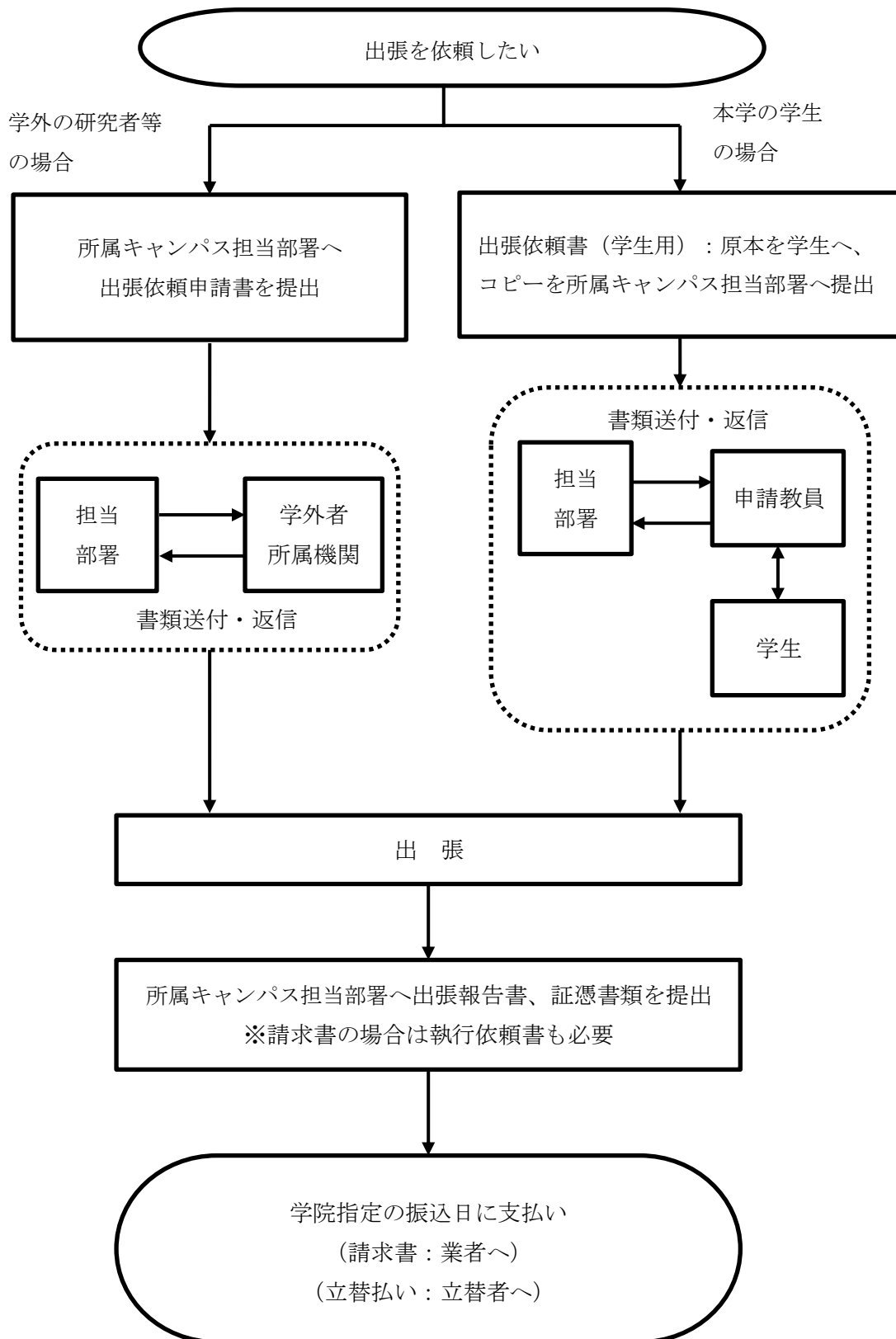
学会等の参加費に昼食費の金額が明記されている場合は、規定の日当から昼食費の金額を減じた額を日当として支給します。また、昼食費の金額は明記されていなくても、昼食費に相当する経費が参加費等に含まれていることが明らかな場合には、日当から1,500円を減じた額を日当として支給します。

4. 出入国経費の主な注意事項

以下に規定する入出国経費は、出張者の申請に基づき実費を支給します。

- 出張に伴う予防注射料
- 旅券の交付手数料
- 査証手数料
- 外貨交換手数料
- 入出国税
- 空港使用料
- 上記規定以外に入出国に必要となる諸費用

8. 学外の研究者や学生に出張依頼をする場合



1. 学外の研究者に依頼する場合

◆ 青山キャンパス所属教員

1. 「出張依頼申請書」をご作成のうえ、庶務部経理課（研究・教育担当）へご提出ください。

※ 押印不要のため、メールでの提出が可能です。

※ 書式は研究者向け情報 Web に掲載がございます。

P.98 [書式について](#) をご参照ください。

※ 教員研究費以外の研究費予算での出張依頼については、研究推進部研究推進課各担当にご提出ください。

2. 庶務部経理課（教育・研究担当）にて以下☆の書類を作成します。出張依頼申請書記載の書類送付先へ送付し、先方からご提出いただきます。

書類名	備考	提出時期
☆出張依頼書		—
☆出張承諾書		出張前
☆出張伺書	<input type="checkbox"/> 学外の研究者及び、教員の押印が必要です。	
☆支払い相手先申請書	<input type="checkbox"/> 経費をお支払いする際に必要です。 <input type="checkbox"/> 既に登録済みで内容に変更が無ければご提出は不要です。	
☆出張報告書	<input type="checkbox"/> 学外の研究者及び、教員の押印が必要です。	出張後
交通費・宿泊費の領収書	<input type="checkbox"/> 交通費は新幹線・在来線の特急・高速乗合バスを利用の場合は、領収書の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 在来線・市内循環バスなどの場合は、「駅すばあと」で金額を算出します。 <input type="checkbox"/> 宿泊費についても、本学規定額を上限に領収書金額での実費精算となります。	
現地到着立証書類	<input type="checkbox"/> 出張先に到着したことが客観的に立証できる書類をご提出ください。	

※書類送付先：

所属機関のある研究者等…

所属機関の事務担当者

所属機関のない研究者(非常勤講師)等…

出張者本人

3. 出張後、ご提出いただいた書類を基に支払処理を行います。

◆ 相模原キャンパス所属教員

予算と目的に応じて必要書類が異なりますので、相模原事務部経理課または研究推進課までお問い合わせください。

2. 学生へ出張依頼をする場合

◆ 青山キャンパス所属教員

1. 「出張依頼書（学生用）」を作成のうえ、原本を学生へ、コピーを庶務部経理課（研究・教育担当）へご提出ください。

※ メール提出が可能です。

※ 書式は研究者向け情報 Web に掲載がございます。

P.98 [書式について](#) をご参照ください。

※ 教員研究費以外の研究費予算での出張依頼については、研究推進部研究推進課各担当にご提出ください。

2. 庶務部経理課（研究・教育担当）にて以下★の書類を作成し、教員へお渡しします。教員より学生に書類をお渡しのうえ、庶務部経理課（研究・教育担当）へご提出ください。

書類名	備考	提出時期
★出張伺書	<input type="checkbox"/> 学生及び、教員の押印が必要です。	出張前
★出張報告書	<input type="checkbox"/> 学生及び、教員の押印が必要です。	出張後
交通費・宿泊費の領収書	<input type="checkbox"/> 交通費は新幹線・在来線の特急・高速乗合バスを利用の場合は、領収書の提出が必要です。 <input type="checkbox"/> 在来線・市内循環バスなどの場合は、「駅すばあと」で金額を算出します。 <input type="checkbox"/> 宿泊費についても、本学規定額を上限に領収書金額での実費精算となります。	
現地到着立証書類	<input type="checkbox"/> 出張先に到着したことが客観的に立証できる書類をご提出ください。	

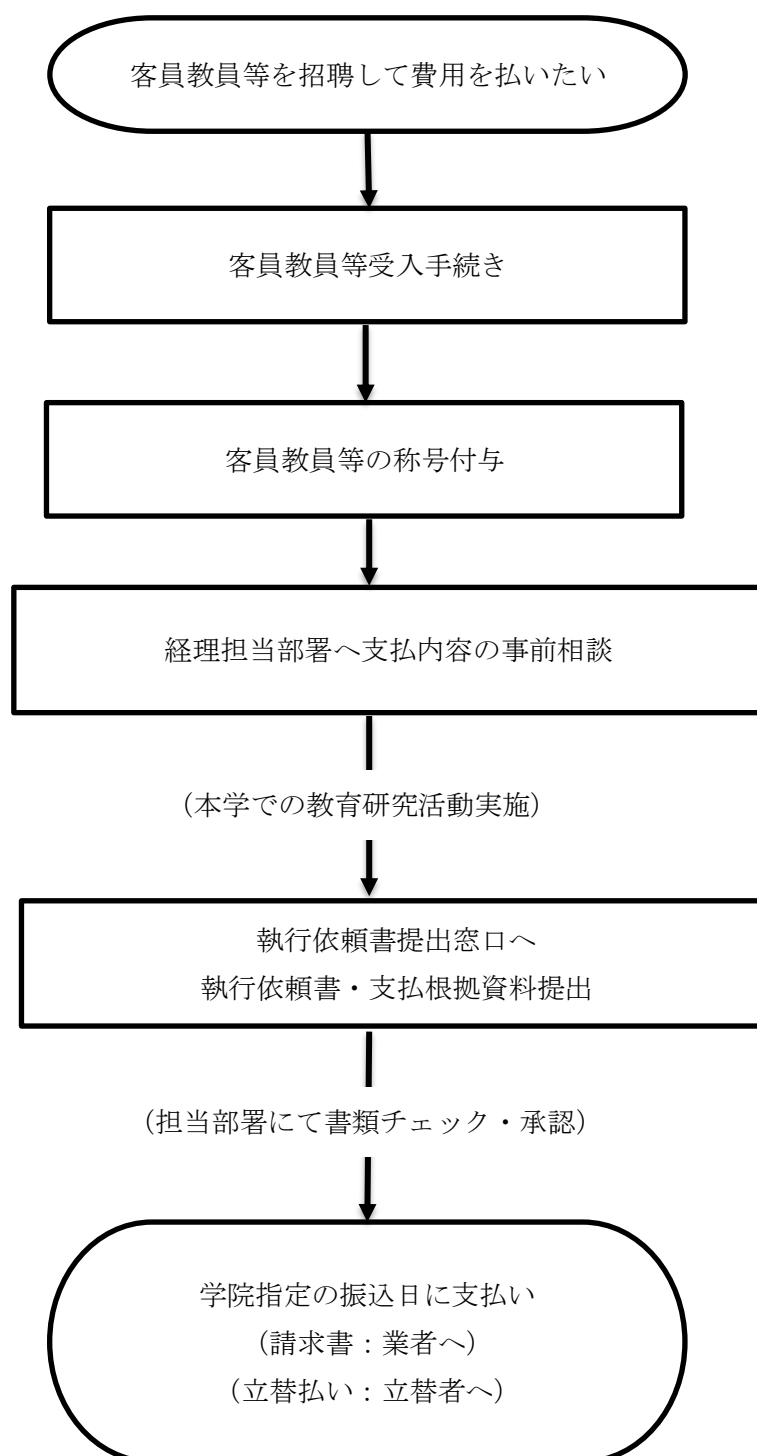
※ 国内出張時の保険料は経費として支出できません。学生本人でご対応ください。

3. 出張後、ご提出いただいた書類を基に支払処理を行います。

◆ 相模原キャンパス所属教員

予算と目的に応じて必要書類が異なりますので、庶務課経理担当または研究推進課までお問い合わせください。

9. 客員教員等の招聘について



1. 客員教員等へ支払可能な費用

称号が与えられた客員教員等が「青山学院大学客員教員受入れに関する規則」の第4条に定められた教育研究活動（授業科目担当を除く）を行った場合には、下記の費用を支払うことができます。

1. 報酬・謝礼等
2. 交通費
3. 滞在費

2. 事前相談時必要資料・情報

以下の書類を事前相談時にご準備ください。

必要書類名	注意点
議事連絡書	客員教員等の受入が承認された議事連絡書の写しをご準備ください。受入れの依頼先の担当部署にご依頼ください。
客員教員受入申請書	承認済の議事連絡書に添付した客員教員等の受入内容が確認できる資料をご準備ください。
客員教員研究計画書	承認済の議事連絡書に添付した客員教員等の計画内容が確認できる資料をご準備ください。職務内容が「本学における研究」以外の場合は提出不要です。
招聘期間中のスケジュール確認ができる資料	各費用の支出可否を確認するため、招聘期間中のスケジュールをご準備ください。下記の項目に該当する場合は必ずご記載ください。 <ul style="list-style-type: none">・ 遠方からお越しの方の場合はキャンパス近接地にいらっしゃる日（国外からお越しの方の場合は来日する日）・ 遠方からお越しの場合はキャンパス近接地から帰宅する日（国外からお越しの方の場合は出国する日）・ 講演会・研究指導・授業のゲストスピーカー等の役務を依頼する日・ 滞在期間中に出張依頼をする日

3. 費用支払時必要資料

招聘期間終了後、支払希望の費用に応じて以下の資料を所属キャンパスの執行依頼書受付窓口までご提出ください。

● 共通資料

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
教学系予算客員教員等 支払費用内訳	必要事項を記載してください。
	【書式掲載場所】 ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙(研究・教育担当)>A10_教学系予算客員教員等支払費用内訳
議事連絡書	客員教員等の受入が承認された議事連絡書の写しをご提出ください。
客員教員 受入申請書	承認済の議事連絡書に添付した客員教員等の受入内容が確認できる資料をご提出ください。
招聘期間中のスケジュール確認ができる資料	確定版の招聘期間中のスケジュールをご提出ください。下記の項目に該当する場合は必ずご記載ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遠方からお越しの方の場合はキャンパス近接地にいらっしゃる日（国外からお越しの方の場合は来日する日） ・ 遠方からお越しの場合はキャンパス近接地から帰宅する日（国外からお越しの方の場合は出国する日） ・ 講演会・研究指導・授業のゲストスピーカー等の役務を依頼する日 ・ 滞在期間中に出張依頼をする日

● 報酬・謝礼等

書類名	注意点
謝礼申請書	謝礼内容にあわせた謝礼申請書をご提出ください。記入見本を参照し、記載内容に誤りがないことを確認してください。
	<p>【書式掲載場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙（研究・教育担当）>B〇〇_教学系予算謝礼申請書（〇〇〇〇）
役務実施確認資料	謝礼内容にあわせた役務を実施したことが確認できる資料をご提出ください。各役務の実施確認資料は P.86～「1 1.学外者への報酬・料金等の支払について」 2.提出書類一覧 の各謝礼の提出資料をご参照ください。

● 交通費

書類名	注意点
航空券代の証憑書類	国内交通費は「学校法人青山学院旅費規則」、国外交通費は「学校法人青山学院国外出張旅費規則」を準用して支出可能です。
交通費の証憑書類	提出書類の具体例は P.57～「6.国内出張について」 1.国内出張旅費の提出書類 、P.62～「7.国外出張について」 1.国外出張旅費の提出書類 をご参照ください。

10. 雇用手続きについて

1. はじめに

1. 基本的な取扱いについては、「学校法人青山学院パートタイム職員に関する就業規則」に準ずることといたします。この規則は労働基準法就業規則に該当します。
2. 雇用にあたっては、所定の期日までに必要書類を所属キャンパスの雇用手続き担当（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部庶務課）に提出し、必ず事前に承認を得るようお願いいたします（以下 **2. 雇用書類提出期限**、**3. 提出書類一覧** 参照）。承認前に勤務をさせることはできませんのでご注意ください。
なお、相模原キャンパス所属教員は、教職員ポータル>マニュアルタブ>大学相模原事務部庶務課庶務担当>パートタイム職員雇用手順をご参照ください。
3. パートタイム職員・アルバイト・TA等の種別や、予算の原資を問わず、雇用の際は、青山学院との従前の雇用関係や兼職の有無を確認していただきますようご協力をお願いいたします。

2. 雇用書類提出期限

次項の表（ **3. 提出書類一覧** ）に基づき、必要書類を所属キャンパス雇用手続き担当までご提出ください。

雇用形態	短期パートタイム職員 (契約期間 1 ヶ月以内)	長期パートタイム職員 (契約期間が 1 ヶ月を超える)
提出期限 (契約開始日は 勤務開始月の 1 日)	契約開始日の 2 週間前 まで	契約開始日の 1 ヶ月前 まで

- ※ ご不明点等、事前に確認しておくべきことがございましたら、上記期限前までに所属キャンパスの雇用手続き担当へご連絡ください。
- ※ 期限を過ぎてご提出の場合は、別途遅延理由書をご用意ください。

3. 提出書類一覧

★印の書式は研究者向け情報 Web に掲載がございます。所属キャンパスの取扱書類をご利用ください。P.98 [書式について](#) をご参照ください。

※印の書式は自由です。

書類名	被雇用者	
	本学の学生	本学の学生以外
★ パートタイム職員雇用依頼書	○	○
★ パートタイム職員・ 研究支援事務助手 契約内容	○	○
※ 単価設定理由書	「学校法人青山学院パートタイム職員に関する就業規則」 別表の基本給単価 A 群以外の区分で支払う場合に提出	
★ パートタイム職員 履歴書		○ 新規雇用者のみ提出
学生証の写し（表面）	○ 新規雇用者のみ提出	
在留カード写し（両面）	外国籍の場合提出 就労が可能な在留資格を有しているか必ず確認	
★ 給与所得者の扶養控除等（異動） 申告書	○ 他の主たる給与先に提出済の 場合は提出不可	○ 他の主たる給与先に提出済の 場合は提出不可
★ 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	○ 他の主たる給与先に提出済の 場合は提出不可	○ 他の主たる給与先に提出済の 場合は提出不可
★ 通勤手当申請書 （パートタイム職員・TA・TF）		○ 支払を希望する場合のみ提出
★ 振込口座等登録依頼書 （支払先マスタ申請書）【外部用】		○ TA 等で本学に提出済の 場合は省略可

4. 各提出書類の注意点

書類名	注意点
パートタイム職員・ 研究支援事務助手契約内容	<p>□ 私学共済と雇用保険の加入適用基準は、下記マニュアルを参照し加入対象となる可能性がある場合は事前に所属キャンパスの雇用手続き担当（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部庶務課）にご連絡ください。</p> <p>【掲載場所】 教職員ポータル＞ファイル管理＞本部＞人事部＞人事課＞マニュアル＞パートタイム職員に関する事務案内（各部用）</p> <p>□ 出勤曜日欄には、具体的な出勤曜日を記載してください。（出勤曜日が固定していない場合は、「月～水のうち2日」や「木曜日を除く月～土のうち4日」等記載してください。）</p> <p>□ 本法人での職歴欄は「新規の場合のみ」と記載がありますが、新規・更新にかかわらず必ず記載してください。</p>
学生証の写し（表面）	<p>□ 新入生等で学生証が発行されていない場合は、履歴書を提出してください。 （入学前の学生の場合、要写真添付）</p> <p>□ 契約開始時に社会人となる学生については、申請の時点で学生であっても履歴書を提出してください。 （写真添付要）</p>
在留カード写し（両面）	<p>□ 雇用契約期間中に在留カードの有効期限が切れる場合は、期限更新後に改めて提出してください。</p> <p>□ 新規・更新を問わず契約の都度提出してください。</p>
給与所得者の扶養控除等(異動)申告書	□ 左記の書類は必ず2点とも提出してください。
給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書	<p>□ 本学が主たる給与先の場合に提出してください。</p> <p>□ 2か所以上から給与を受け取っている場合は、そのうちの1か所へ提出してください。</p>

提出書類についてのご不明点等は、事前に所属キャンパスの雇用手続き担当（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部庶務課）にご連絡ください。

5. 雇用条件

項目	条件
契約期間	4月1日から3月31日までの期間の内、必要な期間を月単位で設定してください。
所定労働時間	1日7時間上限 兼職含め週 35 時間以内とします。 (留学生は1日7時間上限 学内外の兼職含め週 28 時間以内) ※ 学生を雇用する場合は、扶養や学業への影響を考慮してください。 ※ 業務の都合上やむを得ず1人のパートタイム職員に対して複数の雇用契約を結ぶ場合は、出勤曜日や勤務時間等が契約毎に重複しないようにしてください。
基本給単価	基本給単価は、「学校法人青山学院パートタイム職員に関する就業規則」の別表をご参照ください。 ※ 別表内、A群の学生基本給単価は、東京都の最低賃金を採用します。
新規と更新について	更新とは、現在結んでいる雇用契約と次の契約の間に非契約期間がなく、契約期間が継続する場合を指します。(所定労働時間、所定労働日数の変更は可能) それ以外は新規となります。 なお、更新する際は、以下の更新規定をご参照ください。
更新規定	① 更新を行いたい場合、雇用契約期間は1年以内とし、3年を超えない範囲で更新することが可能です。 (ただし学術研究に係る補助業務に従事するパートタイム職員については最大5年まで) ② 業務内容、身分にかかわらず、学院内でパートタイム雇用が可能な年数は通算5年までとなります。 ③ 学院内で雇用のない期間が6ヶ月以上ある場合、通算雇用期間は0カ月となります。 ④ 雇用契約を予定している期間に満65歳を迎える場合、誕生日の前日まで勤務することができます。

6. 雇用契約後の手続きについて

1. 雇入通知書の交付

採用が決定次第、所属キャンパスの雇入手続き担当（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部庶務課）より、雇入通知書をパートタイム職員へ交付し、労働条件を明示します。

また、勤務監督者へ雇入通知書を交付した旨、ご連絡いたします。

2. 勤務管理

勤務の都度、「パートタイム勤務時間報告書」に勤務時間・休憩時間・実労働時間数・勤務内容を記録し、勤務管理を行ってください。「パートタイム勤務時間報告書」は、研究者向け情報 Web に掲載がございます。P.98 [書式について](#) をご参照ください。

勤務は教員の監督の下で業務を行うこととし、日曜・祝日及び授業時や出張時等、教員の不在時に業務をさせることはできません。

勤務の管理・報告書の入力には以下のとおりとなります。

勤務時間	勤務時間は 5 分単位になるように勤務してください。
休憩時間	所定労働時間が 1 日につき 6 時間以上の場合には 1 時間の休憩を与えるものとします。ただし、6 時間未満の場合でも、勤務時間帯等の事情により休憩時間を与えることが可能です。
超過勤務	基本的に、所定労働時間を超えて勤務させないようお願いします。 ただし、業務の都合上やむを得ず超過勤務をした場合は、以下の通り超過勤務手当をお支払いします。 所定労働時間を含む実働 7 時間を超える超過勤務 1 時間につき、 時給×1.25（25%割増）
休日勤務	基本的に、休日は勤務をさせないようお願いします。 休日：勤務曜日以外の週あたり 1 日 日曜・祝日等に限らず、「1 週のうち 1 日を休日」としますので、基本的には休日割増料金は発生しません（ただし、週 1 日の休日取得できない場合は、休日割増料金の支払もしくは振替休日の取得が必要になります）。

7. 給与の支払い

1. 給与支払い日

原則勤務翌月の20日（暦により変動あり）

2. 提出書類、提出期限

◆ 青山キャンパス所属教員

以下の書類を、勤務月の翌月1日までに庶務部経理課（研究・教育担当）までご提出をお願いいたします。書式は、研究者向け情報 Web に掲載がございます。P.98

書式につ

いて

 をご参照ください。

- 執行依頼書
- 教学系予算パートタイム職員等勤務時間報告書

◆ 相模原キャンパス所属教員

以下の書類を、勤務月の最終勤務日から1週間以内に、執行依頼書受付窓口にご提出をお願いいたします。

- 執行依頼書
- アルバイト勤務表

3. 給与の明細

毎月の給与支払日前に、本学学生パートタイム職員は@aoyama.jp のメールアドレスに、本学学生以外のパートタイム職員は口座登録時に登録したメールアドレスに、給与の明細が分かる支払明細書を PDF データで送付いたします。初回の給与支払前までに被雇用者へその旨お伝え下さい。

4. 青山：パートタイム職員等勤務時間報告書／相模原：アルバイト勤務表の確認

◆ 青山キャンパス所属教員

記載方法	教学系予算パートタイム職員等勤務時間報告書の Excel 内に記入例のシートがあります。
------	--

所属部課	パートタイム職員を雇用している所属部課を記載してください。 (学生の所属している学部や研究科を書く欄ではございません。)
勤務時間	勤務時間は、5分単位で記載してください。 合計時間数に1時間未満の端数が生じた場合、30分未満の端数については30分に切上げ、30分の場合はそのまま、30分を超え1時間未満の端数については60分に切り上げて給与計算をいたします。
休憩時間	勤務時間に応じた休憩時間を取得しているか確認してください。 また、休憩時間は給与の支給対象外となります。
勤務内容	勤務報告書の内容が契約内容と相違していないか確認してください。 業務の都合上やむを得ず超過勤務や休日勤務をした場合は、執行依頼書を起票する前に経理課(研究・教育担当)までご連絡ください。
押印	パートタイム職員の押印があることを確認のうえ、当該部欄に勤務監督者の押印をしてください。

◆ 相模原キャンパス所属教員

記載方法	アルバイト勤務表の Excel 内に入力例のシートがあります。
勤務時間	勤務時間は、5分単位で記載してください。 合計時間数に1時間未満の端数が生じた場合、30分未満の端数については30分に切上げ、30分の場合はそのまま、30分を超え1時間未満の端数については60分に切り上げて給与計算をいたします。
休憩時間	勤務時間に応じた休憩時間を取得しているか確認してください。 また、休憩時間は給与の支給対象外となります。
勤務内容	アルバイト勤務表の内容が契約内容と相違していないか確認してください。業務の都合上やむを得ず超過勤務や休日勤務をした場合は、執行依頼書を起票する前に相模原事務部庶務課経理担当までご連絡ください。

押印	パートタイム職員の押印があることを確認のうえ、当該部欄に勤務監督者の押印をしてください。
----	--

8. 勤務条件変更手続きについて

勤務開始後、実態の勤務内容が雇入通知書から変更になる場合、勤務条件変更手続きが必要となります。変更日の1ヶ月前までに所属キャンパス雇用手続き担当（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部庶務課）へ以下の書類をご提出ください。

	書類名	注意事項
★	パートタイム職員・ 研究支援事務助手 契約内容	前回契約内容から変更がある項目には、 変更箇所にプルダウンより○を選択してください。
※	単価設定理由書	「学校法人青山学院パートタイム職員に関する就業規則」 別表の基本給単価 A 群以外の区分で支払う場合に添付 してください。

★印の書式は、研究者向け情報 Web に掲載がございます。P.98 [書式について](#) をご参照ください。

※印の書式は、自由となります。

勤務条件変更手続きが完了次第、所属キャンパスの雇用手続き窓口より雇入内容変更通知書をパートタイム職員へ交付し、変更後の労働条件を明示します。

また、勤務監督者へ雇入内容変更通知書を交付した旨、ご連絡いたします。

9. 退職の届出について

パートタイム職員が退職される場合は、勤務監督者より以下の書類を所属キャンパスの雇用手続き担当（青山：庶務部経理課（研究・教育担当）／相模原：相模原事務部庶務課）までご提出ください。

	書類名	対象者	提出期限
★	退職願	契約期間の途中で、自己都合で退職する方	退職日(当該月の末日)の <u>1ヶ月前まで</u>
★	退職届	雇用保険・社会保険（私学共済・厚生年金）に 加入しており、契約期間が満了する方	

★印の書式は、研究者向け情報 Web に掲載がございます。P.98 [書式について](#) をご参照ください。

1 1. 学外者への報酬・料金等の支払について

1. 報酬・料金等の支払いについて

1. 講演会の講師、授業のゲストスピーカー、専門的知識の提供、内国法人・居住者（個人）への英文校正等の役務に対する報酬・料金等の支払に際しては、立替払いによらず学校から役務提供者へ振込による支払いをいたします。報酬・料金の立替払いはなさないようお願いいたします。
2. 報酬・料金等は、「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規」の「別表1 報酬・謝礼支給基準」に規定する金額を上限として支払いが可能です。事前にご確認の上、お手続きをお願いします。規則は P.99 [関連規則について](#) をご参照ください。
3. 居住者（個人）に支払う報酬・料金等は、役務の内容により所得税の課税対象になります。その場合は原則、以下の計算方法で源泉徴収し、本学が納税いたします。なお、非居住者に対して報酬・料金等を支払う場合は、税額の計算方法が異なりますので、所属キャンパスの経理課までお問合せください。

$$\text{報酬・料金の金額} \times 10.21\%$$

所得税の課税対象となる役務内容の例は以下のとおりです。抜粋して列挙しておりますので、判断に迷う場合は所属キャンパスの経理課までご相談ください。

報酬・料金等	原稿料、翻訳料、通訳料（手話通訳除く）、 校正料、講演料、芸芸・スポーツ・知識等の教授・指導料、 デザイン料、著作権の使用料 等
--------	--

4. 「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規」の別表1 報酬・謝礼基準の上限支給単価は源泉徴収税額控除前の金額になります。報酬・料金等のグロスアップ（支払総額を所得税控除後の手取り額に合わせて上げること）はできません。

5. 「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規」の別表1 報酬・謝礼基準の上限支給単価には消費税が含まれておりません。上限支給単価の範囲内の金額に消費税を加えた支払総額をご申請ください。申請額から源泉徴収税を控除してお支払します。
6. 青山学院から給与・報酬等をお受け取りになる方よりマイナンバーを提供いただき、ご提供いただいたマイナンバーを付した源泉徴収票を税務署に、給与支払報告書を市区町村に提出しております。役務提供者の方には業務委託契約を締結した「NEC ネットソリューションズ(株)」からマイナンバーの収集キットが届きますので、「個人番号(マイナンバー)の提供について」を事前にお渡しください。収集キットの送付先は、下記の2. 提出書類一覧でご提出いただく「支払相手先申請書(外部者用)」に記載の住所となります。

【個人番号(マイナンバー)の提供について】

学院ポータル>各部からのお知らせ(本部)>【人事部】>人事課>

◆マイナンバー制度について>事前通知・申請書等ダウンロード

2. 提出書類一覧

以下の書類を所属キャンパスの執行依頼書受付窓口までご提出ください。

《共通提出書類(個人への支払い)》

書類名	注意点
振込口座等登録依頼書 (支払先マスタ申請書) 【外部用】	既に支払先登録済で、住所・氏名・口座情報等の登録内容に変更がない場合のみ、提出を省略可能です。 【書式掲載場所】 ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙(研究・教育担当)>D01_教学系予算振込口座等登録申請書(支払先マスタ申請書)【外部用】

《講演会謝礼（個人への支払い）》

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
講演会謝礼申請書	記入見本を参照し、記載内容に誤りがないことを確認してください。
	【書式掲載場所】 ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙（研究・教育担当）>B02_教学系予算講演会謝礼申請書
役務実施確認資料	当日の講演会資料の一部やチラシ等、役務を実施したことが確認できる資料をご提出ください。やむを得ない理由で役務実施確認資料が添付できない場合は理由を「講演会謝礼申請書」の備考欄にご記入ください。
支給対象者区分確認資料	「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規 別表 1」の支給対象者区分確認のため、役務者の職歴・経歴・経験等が客観的に確認できる資料をご提出ください。

《講演料（法人への支払い）》

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
請求書	法人等が発行した請求書をご提出ください。 P.19「2. 教員研究費予算執行時必要書類について」を参照し、記載内容に不備がないことをください。
役務実施確認資料	当日の講演会資料の一部やチラシ等、役務を実施したことが確認できる資料をご提出ください。やむを得ない理由で役務実施確認資料が添付できない場合は理由を請求書の余白にご記入ください。

《知識技術指導謝礼（個人への支払い）》

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
知識技術指導謝礼 申請書	記入見本を参照し、記載内容に誤りがないことを確認してください。
	【書式掲載場所】 <ul style="list-style-type: none"> ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙（研究・教育担当）>B03_教学系予算知識技術指導謝礼申請書
役務実施確認資料	当日の資料の一部等、役務を実施したことが確認できる資料をご提出ください。やむを得ない理由で役務実施確認資料が添付できない場合は理由を「知識技術指導謝礼申請書」の余白にご記入ください。
支給対象者区分 確認資料	「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規 別表 1」の支給対象者区分確認のため、役務者の職歴・経歴・経験等が客観的に確認できる資料をご提出ください。

《原稿執筆・翻訳・校正・テープ起こし・通訳謝礼（個人への支払い）》

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
謝礼申請書 (原稿執筆・翻訳・ 校正・テープ起こし・ 通訳)	記入見本を参照し、記載内容に誤りがないことを確認してください。
	【書式掲載場所】 <ul style="list-style-type: none"> ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙（研究・教育担当）>B04_教学系予算謝礼申請書（原稿執筆・翻訳・校正・テープ起こし・通訳）
成果物	成果物をご提出ください。 検収が必要な場合は、P.92「1.2.検収について（納品確認）」を参照のうえ、検収を受けてください。

《原稿執筆・翻訳・校正・テープ起こし・通訳料（法人への支払い）》

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
請求書	法人等が発行した請求書をご提出ください。 P.19「2. 教員研究費予算執行時必要書類について」を参照し、記載内容に不備がないことをください。
納品書	納品書がある場合は、ご提出ください。
成果物	成果物をご提出ください。 検収が必要な場合は、P.92「1 2.検収について（納品確認）」を参照のうえ、検収を受けてください。

《調査における助言等の謝礼（個人への支払い）》

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
謝礼申請書 (研究会参加や調査における助言等)	記入見本を参照し、記載内容に誤りがないことを確認してください。 【書式掲載場所】 ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙（研究・教育担当）>B05_教学系予算謝礼申請書（研究会参加や調査における助言等）
役務実施確認資料	当日の資料の一部等、役務を実施したことが確認できる資料をご提出ください。やむを得ない理由で役務実施確認資料が添付できない場合は理由を「謝礼申請書（研究会参加や調査における助言等）」の備考欄にご記入ください。
支給対象者区分 確認資料	「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規 別表 1」の支給対象者区分確認のため、役務者の職歴・経歴・経験等が客観的に確認できる資料をご提出ください。

《インタビュー等調査協力（個人への支払い）》

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
謝礼申請書 (インタビュー等 調査協力)	記入見本を参照し、記載内容に誤りがないことを確認してください。 【書式掲載場所】 ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙(研究・教育担当)>B06_教学系予算謝礼申請書(インタビュー等調査協力)
役務実施確認資料	調査結果資料等、インタビュー等を実施したことが確認できる資料をご提出ください。やむを得ない理由で役務実施確認資料が添付できない場合は理由を「謝礼申請書(インタビュー等調査協力)」の備考欄にご記入ください。
支給対象者区分 確認資料	「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規 別表1」の支給対象者区分確認のため、役務者の職歴・経歴・経験等が客観的に確認できる資料をご提出ください。 学内の学生に依頼した場合は、提出不要です。

《研究補助業務に係る謝礼（個人への支払い）》

書類名	注意点
執行依頼書	作成方法は、P.19「2.教員研究費予算執行時必要書類について」をご参照ください。
教学系予算研究補助業務に係る謝礼申請書	<p>記入見本を参照し、記載内容に誤りがないことを確認してください。</p> <p>【書式掲載場所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究者向け情報 Web よりダウンロード ・教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>経理課>申請・届出用紙（研究・教育担当）>B07_教学系予算研究補助業務に係る謝礼申請書
成果物	成果物をご提出ください。
支給対象者区分確認資料	「学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規 別表 1」の支給対象者区分確認のため、役務者の職歴・経歴・経験等が客観的に確認できる資料をご提出ください。

1.2. 検収について（納品確認）

購入した物品等については、一部を除き全て検収が必要になりますので、検収センターにて検収を受けてください。

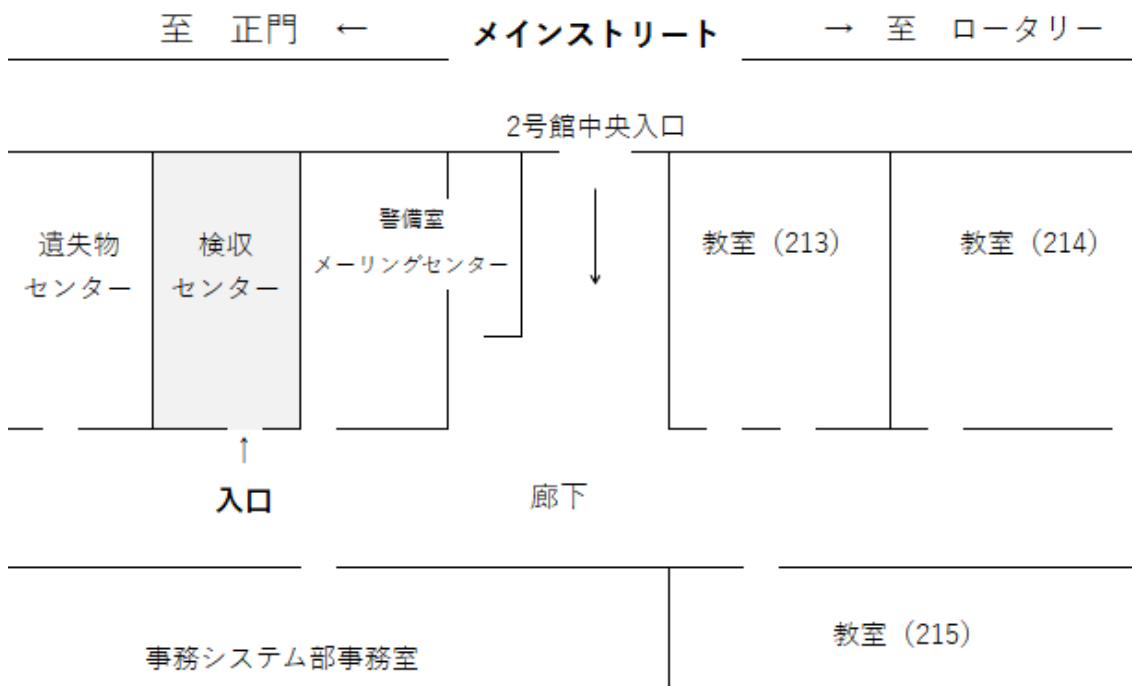
【所管部署からのご案内】

教職員ポータル>ファイル管理>大学>庶務部>施設課>マニュアル>青山学院大学における検収制度について

1. 検収センター設置場所・開室時間

◆ 青山キャンパス

設置場所	2号館1階（遺失物センター隣）
開室時間	月～金：10時～18時　土：9時～13時 ※原則、日曜日、祝日、年末年始及び大学の定める日は閉室 （ただし授業実施日は除く） 夏期・冬期休業期間中の取り扱いについては別途ご案内があります



◆ 相模原キャンパス

設置場所	N棟1階 N106室
開室時間	月～金：9時～18時 土：9時～13時 ※原則、日曜日、祝日、年末年始及び大学の定める日は閉室 （ただし授業実施日は除く） ※夏期・冬期休業期間中の取り扱いについては別途ご案内があります



2. お問い合わせ先

検収に関してご不明な点は、検収センターまたは所管部署へお問い合わせください。

キャンパス	検収センター	所管部署
青山	外線：03-3409-9775 内線：12985 Mail：aoyama-kensyu@ aoyamagakuin.jp	庶務部施設課（用度担当） 外線：03-3409-7803 内線：12125 Mail： agu_aoc_shisetsu@aoyamagakuin.jp
相模原	外線：042-759-6368 内線：46368 Mail：sagami-kensyu@ aoyamagakuin.jp	相模原事務部施設課 外線：042-759-6060 内線：46060 Mail： sagami-shisetsu@aoyamagakuin.jp

3. 検収方法

1. 購入者が直接発注する場合

納品先住所・宛先を P.94 「4. 気付制度について」に記載のように指定してください。
検収センターにて検収後、メーリングセンターから研究室へ配達いたします。

※ 直接研究室等へ納品された物品は、検収センターへ「物品」と「納品書」を持ち込んで検収を受けてください。

2. 立替購入の場合

購入者が「物品」と「領収書」を検収センターへ持ち込み、検収を受けてください。

4. 気付制度について

納品先を以下のようにご指定いただくと、検収センターにて、納品・検収（同梱の納品書に検収印を押印）後、メーリングセンターから研究室へ配達いたします。

ただし、検収センターで開封することにより品質が著しく低下する恐れのある物品は、「検収センター気付」ではなく、直接研究室へ届くようご手配ください。

◆ 青山キャンパス

〒150-8366 東京都渋谷区渋谷 4-4-25

青山学院大学検収センター気付 ○号館○○室（ご自身の研究室等）

○○学部○○学科 青山 花子

◆ 相模原キャンパス

〒252-5258 神奈川県相模原市中央区淵野辺 5-10-1

青山学院大学検収センター気付 ○棟○○室（ご自身の研究室等）

○○学部○○学科 青山 花子

5. 特殊な検収

1. 現場検収

以下の対象物品がある場合、検収センターへ現場検収をご依頼ください。

検収センター係員が研究室等にお伺いします。

- (1) 大型機器、重量物、組立・据付等が必要で設置現場でしか検収できないもの
- (2) 検収センターでの開封等により、品質に著しい低下を招く可能性があるもの

2. 画面検収

納入物がダウンロード版のソフト、有料アプリといった形のないものである場合には、検収センター係員がパソコン等の画面上に納入物が表示されていることを目視で確認し、検収を行います。

3. 写真検収

以下の場合に限り、納入物の画像をプリントアウトしたものにて検収を行います。

※写真撮影の際には、必ず納入物が明瞭に映ることをご注意ください。

- (1) ダウンロード版のソフト、有料アプリといった形のないもの
(「2. 画面検収」でも対応可能)

※購入済ソフトのダウンロードページやインストール済みのソフトやアプリが表示されているパソコン等の画面をプリントアウトしてください。

- (2) キャンパス外へ直接納品される場合
- (3) 外出先で購入し、そのまま外出先で使用する消耗品
- (4) 検収センターの開室期間外に納品されたもので、検収前に使用してしまう消耗品

6. 検収対象外一覧

以下の物品等は検収対象外になりますので、検収不要です。

- ① 通信費、郵送費（含切手）
- ② 美術館、展覧会等の入場チケット
- ③ 金券類（図書カード等）
- ④ 修理代金・保守費用
- ⑤ 市販本の作成費
- ⑥ 論文掲載料
- ⑦ ソフトウェアライセンスの更新（購入については検収対象）
- ⑧ 弁当等の飲食物（会議を伴う）及び懇親会経費
- ⑨ 調理実習で使用する食材等の生もの
- ⑩ HP の更新、メンテナンス費用
- ⑪ コピー代
- ⑫ 各学部学科合同研究室設置の事務用複合機トナー（請求額¥0のもの）
- ⑬ 学会参加費
- ⑭ 旅費、人件費
- ⑮ レンタル品
- ⑯ 定期契約による新聞・雑誌等の購読物のうち、
発行頻度が週1回よりも多いもの（例：日刊、週2回の発刊等）
※週1回発刊は検収が必要です。

7. 管理番号シール（銀色）の貼付について

換金性の高い対象物品には、金額に関わらず管理番号を印字したシールを貼付し、納品物が公費で購入した機関の所有物であることを明示しております。このシールは、金額に応じて登録を行う備品番号ラベル（緑色枠）とは異なります。備品番号ラベルについては、P.50 [物品の資産（備品）登録、備品番号シールの貼付について](#)をご参照ください。

1. 対象物品

パソコン（デスクトップ・ノート・タブレット・スマートフォン・スマートウォッチ）、デジタルカメラ、ビデオカメラ、テレビ、録画機器、プリンター、スキャナー、モニター

2. 運用方法

対象物品を検収センターで検収していただくと、管理番号シールが納品書等証憑書類に貼付されます。また、購入者にも1枚配付されますので、ご自身で対象物品に貼付をしてください。

書式について

各書式のファイルは下記よりダウンロードできます。

◆ 青山キャンパス所属教員

【研究者向け情報 Web】

URL : <http://rs.aoyama.ac.jp/shinsei/index.html>

掲載場所： 申請書類＞青山キャンパス取扱い書類＞学部予算・研究費等を使用するのに必要な書類

【教職員ポータル】

掲載場所： 教職員ポータル＞ファイル管理＞大学＞庶務部＞経理課＞申請・届出用紙（研究・教育担当）

◆ 相模原キャンパス所属教員

【研究者向け情報 Web】

URL : <http://rs.aoyama.ac.jp/shinsei/sagamihara.html>

掲載場所： 申請書類＞相模原キャンパス取扱い書類＞学部予算・研究費等を使用するのに必要な書類

【教職員ポータル】

掲載場所： 教職員ポータル＞申請・届出用紙＞大学相模原事務部各担当ページ

関連規則について

<規則集>

学院ポータル>システムメニュー>規則集（HTML版）

- ・ 青山学院大学教員研究費規則
- ・ 学校法人青山学院経理規則
- ・ 学校法人青山学院物品調達規則
- ・ 学校法人青山学院旅費規則
- ・ 青山学院大学旅費に関する細則
- ・ 学校法人青山学院国外出張旅費規則
- ・ 青山学院大学国外出張旅費に関する細則
- ・ 学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規
- ・ 学校法人青山学院業務委託等に関する規則
- ・ 学校法人青山学院工事発注規則
- ・ 学校法人青山学院固定資産等管理規則
- ・ 教員研究費ガイドライン
- ・ 青山学院大学公的研究費の運営等の実施体制に関する規則
- ・ 青山学院大学公的研究費の使用における不正行為への対応に関する細則
- ・ 青山学院大学公的研究費の使用に関する内規
- ・ 青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則
- ・ 青山学院大学研究活動における不正行為への対応に関する細則
- ・ 学校法人青山学院パートタイム職員に関する就業規則
- ・ 青山学院大学人を対象とする研究に関する倫理規則
- ・ 青山学院大学安全保障輸出管理規則
- ・ 青山学院大学利益相反管理規則

- ・ その他関連する諸規則等

科学研究費をお持ちの方へ

1. 科学研究費とは

科研費は、人文学、社会科学から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までのあらゆる「学術研究」（研究者の自由な発想に基づく研究）を格段に発展させることを目的とする「競争的研究費」であり、ピアレビュー（同業者（peer）が審査すること（review）で、科研費においては、学術研究の場で切磋琢磨し「知の創造」の最前線を知る研究者が審査、評価するシステム）による審査を経て、独創的・先駆的な研究に対する助成を行うものです。

2. 科学研究費使用にあたって

科学研究費は本ハンドブックと別途青山キャンパスにて開催の「科学研究費助成事業及び科学研究費使用に関する説明会」において配付予定の「青山学院大学科研費支出取扱い等ハンドブック」と合わせ、「科学研究費助成事業—科研費—研究者使用ルール」に基づいて使用することができます。なお「青山学院大学科研費支出取扱い等ハンドブック」は[研究者向け情報 Web](#)にも掲載しています。必ずご一読ください。

【日本学術振興会 「科学研究費助成事業—科研費—研究者使用ルール」】

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/16_rule/shiyourule.html

科学研究費の使用に際しては、交付決定時（例年 6 月頃）に研究者に通知される「科学研究費ハンドブック—より有効に使っていただくために—（研究者用）」も参照いただき、研究遂行の一助としていただければ幸いです。

また、研究代表者として、研究分担者との研究組織により課題遂行される場合には、研究分担者等全員に以下の日本学術振興会 HP の URL の内容の周知徹底をお願いいたします。

【日本学術振興会 「研究活動の公正性確保及び適正な研究費の使用について」】

https://www.jsps.go.jp/file/storage/grants/j-grantsinaid/15_hand/data/r04/kakenhi_checklist.pdf

昨今、不正事案が社会問題として大きく取り上げられる事態となっており、大学のコンプライアンスへの社会的関心は高く、企業だけでなく大学へも厳しい目が注がれています。科研費の交付を受けて行う補助事業の遂行に当たっては、関係法令等と学内ルールを遵守し、補助金・基金助成金の交付目的に従って、公正かつ効率的に使用するよう努めることが求められていますので、ご協力をお願いいたします。

3. 設備等の現物寄付および転入・転出時の移管手続きについて

科学研究費で購入した設備等（機器備品、用品等）については、研究機関に寄付をすることが義務付けられております。

なお、研究機関を移動（転入・転出）される場合には研究者に当該設備等をお返しし、次の機関へと移設する手続きをいたします（これを移管手続きと言います）。

移管手続きは、現在進行中の科研費課題だけではなく、既に終了している科研費課題で購入した設備等も対象となりますのでご注意ください。

移管の手続きが必要な場合は、所属キャンパスの施設課までお問合せください。

4. 研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）の確保について

近年、研究活動のグローバル化が進む一方で、研究者に対する外国政府や外国機関からの不当な影響により、我が国の企業や大学等の研究者の意図しない利益相反や技術流出等への懸念が顕在化しています。こうした新たなリスクに対応しつつ、必要な国際協力を進めていくためには、研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保し、国際的に信頼性のある研究環境を構築する必要があります。

研究インテグリティの確保のため、科学研究費助成事業においては、e-Rad に登録された以下の情報が科研費電子申請システムに連携されることとなりました。

【科研費電子申請システムに連携する情報】

- ・ 応募中の研究費
- ・ 受入予定の研究費
- ・ e-Rad 外の研究費（民間財団からの助成金、企業からの受託研究費や共同研究費など）
- ・ 兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む現在のすべての所属機関・役職
- ・ 所属機関への研究インテグリティ誓約状況

つきましては、科研費課題をお持ちの先生方については、e-Rad にて上記の情報を登録・更新をしてください。なお、本学への報告については別途ご案内します。

【 府省共通研究開発管理システム e-Rad 】

<https://www.e-rad.go.jp/>

科研費制度の改変により、令和7(2025)年度公募から上記の情報が登録されていない場合、新たな科研費を応募できない仕様となっております。十分にご注意ください。

5. 安全保障輸出貿易管理への対応について

我が国では、外為法に基づき、輸出規制が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある技術などの研究成果等が軍事、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

科研費制度では、科研費による研究活動を行う研究者に対して、外為法に基づき規制されている技術等の取扱いを予定されている場合には、当該法律や所属機関の規程等を踏まえ、安全保障貿易管理体制や対処方法等を十分に確認することを求められています。

令和7年度（2025年度）助成課題から、交付決定までに外為法の輸出規制にあたる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は管理体制の有無について確認が行われます。

実施されている研究活動において上記に関連する場合は、本学の安全保障輸出管理規則等に基づき、適切な対応を行うようご注意ください。

なお、制度の概要、フロー、手続きの詳細については以下のリンクをご参照ください。

【 研究者向け情報 Web 安全保障輸出管理 】

<http://rs.aoyama.ac.jp/kanri/export-security.html>

研究・教育における青山キャンパス各担当部署

※メールにはご所属・氏名・使用予定の予算を明記のうえ、お問合せください。

内容	担当部署・場所	電話番号・メール
教員研究費 教育活動費	庶務部経理課 (研究・教育担当)	外線：03-3409-6206 内線：12119、12275、12987
	8号館1階	agu-ksk@aoyamagakuin.jp
科学研究費	研究推進部研究推進課	外線：03-3400-1204 内線：12242
	10号館2階	agu-kaken@aoyamagakuin.jp
科学研究費申請書等 レビューのご相談	青山学院大学 URA	外線：03-3400-1204 内線：12030
	10号館2階	ayc-ura@aoyamagakuin.jp
学部・研究科 附置研究所	研究推進部研究推進課	外線：03-3400-1204 内線：12344
	10号館2階	gks@aoyamagakuin.jp
研究諸制度 (在外・国内・特別)	研究推進部研究推進課	外線：03-3400-1204 内線：12344
	10号館2階	gks@aoyamagakuin.jp
総合研究所 総合プロジェクト研究所	研究推進部研究推進課	外線：03-3400-1204 内線：12031、12032
	10号館2階	agu-tkk@aoyamagakuin.jp
外部競争的研究資金 獲得のご相談 ※外部研究助成公募情報の メールマガジン(不定期、 月1,2回)配信ご希望の場 合もご連絡ください。	青山学院大学 URA	外線：03-3400-1204 内線：12030
	10号館2階	ayc-ura@aoyamagakuin.jp
研究費の不正につい て見聞きした場合	総務部法務課	外線：03-3409-6436 内線：11213、11214
	ベリーホール1階	

研究・教育における相模原キャンパス各担当部署

※メールにはご所属・氏名・使用予定の予算を明記のうえ、お問合せください。

内容	担当部署・場所	電話番号・メール
教員研究費 教育活動費	相模原事務部経理課	外線：042-759-6059 内線：46059
	B棟2階	sagami-keiri@aoyamagakuin.jp
科学研究費	相模原事務部研究推進課	外線：042-759-6056 内線：42091、42094
	B棟2階	agu-kaken@aoyamagakuin.jp
受託・共同研究費 指定寄付 科学研究費以外の 競争的研究費	相模原事務部研究推進課	外線：042-759-6056 内線：42092、42090
	B棟2階	kenkyuusienu@aoyamagakuin.jp

以上